

第三次君津市 地域福祉計画(素案)

令和元年
君津市

目次

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 法律上の位置付け	2
3 千葉県の計画	3
第2節 地域福祉計画とは	4
1 地域福祉とは	4
2 地域福祉を推進するために重要なこと	4
第3節 計画の位置付け・期間・策定体制	6
1 計画の位置付け	6
2 計画の期間	7
3 計画の策定体制	7

第2章 君津市の現状と課題

第1節 人口や世帯の状況	9
1 人口の状況	9
2 世帯の状況	11
3 支援を必要とする人の状況	12
4 地域福祉を支える活動	16
5 市民意識調査結果の概要	18
6 事業所調査結果の概要	22
7 地区懇談会結果の概要	24
8 第二次計画の取組から見える課題の概要	26
9 君津市の現状を踏まえた地域福祉の課題	27

第3章 基本理念と各種施策の展開

第1節 計画の基本理念	29
第2節 基本目標	30
第3節 施策体系	31
第4節 目標実現に向けた施策の展開	32
1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり	32
2 安心して暮らせるための環境づくり	36
3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり	44

第4章 計画の推進に向けて

第1節 本計画の理念、取組の普及・啓発	49
第2節 計画の点検・評価	49
第3節 成果指標の設定	50

資料編

1 君津市地域福祉計画推進委員会設置要綱	52
2 君津市地域福祉計画推進委員会委員名簿	54
3 君津市地域福祉計画検討委員会設置要綱	55
4 第三次君津市地域福祉計画策定経過	57
5 用語説明	58

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

本市では2009年（平成21年）3月に「君津市地域福祉計画」を策定し、「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」を基本理念として、子どもから高齢者まで全ての人々が、支え合い・助け合えるまちづくりを目指し、市民・地域団体・行政が協働となり、各種施策を推進してきました。その後、同計画の見直しを行い、2014年（平成26年）3月に「第二次君津市地域福祉計画」を策定しています。

しかし近年、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能が低下しています。さらに、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズの多様化・複雑化により、「ダブルケア^{*}」や「老老介護^{*}」といった複合的な問題、ひきこもりなど制度の狭間となる問題、子どもの貧困といった新たな社会問題も顕在化しています。

このような状況に適切に対応していくためには、地域共生社会^{*}の実現を目指すことが重要です。これは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。こうした社会を実現するためには、地域のあらゆる住民が役割を持ち、地域コミュニティに参画し、それぞれが支え合っていくことのできるまちづくりを進めていくとともに、医療・介護・予防・生活支援・住まいの一体的な提供により、高齢者の地域生活を包括的に支援する地域包括ケアシステム^{*}の構築を推進していくことが求められています。

以上のような背景を踏まえ、「第二次君津市地域福祉計画」が2018年度（平成30年度）をもって終期を迎えることから、「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」の実現に向けて、「第三次君津市地域福祉計画」を策定します。

2 法律上の位置付け

改正社会福祉法（2018年（平成30年）4月1日施行）により地域福祉計画の策定が努力義務化されました。新たな地域福祉計画策定のポイントは以下のとおりです。

●福祉分野の「上位計画」としての位置付け

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、いわば福祉分野の「上位計画」であり、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく市町村計画、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく市町村行動計画、健康増進計画、その他の関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保して、包括的な支援を推進します。

●新しく盛り込むべき2つの事項

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（第107条第1項関係）
2. 包括的な支援体制の整備に関する事項（第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

社会福祉法（抜粋）

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- (3) 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

3 千葉県の計画

千葉県では、社会福祉法第108条の規定により、2004年（平成16年）3月に「千葉県地域福祉支援計画」を策定し、現在、2015年度（平成27年度）から2020年度を計画期間とする、「第三次千葉県地域福祉支援計画」により、施策を展開しています。これは、千葉県における地域福祉推進の基本方針であり、市町村の地域福祉の推進を支援するための計画となっています。この計画における理念と、取組の方向性は以下のとおりです。

理念と取組の方向性（4つのポイント）

理念
「互いに支え合い安心して暮らせる地域社会」の構築を目指して
取組の方向性（4つのポイント）
① 互いに支え合う地域コミュニティの再生
② 生涯を通じた福祉教育と地域福祉を支える人材の育成
③ 医療・福祉サービスの安定的な供給と地域活動基盤の強化
④ 支援が必要な人、一人ひとりを支える相談等支援体制の充実・強化

社会福祉法（抜粋）

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (2) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (3) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

第2節 地域福祉計画とは

1 地域福祉とは

●地域社会を基盤とした取組

地域福祉とは、地域社会に暮らす誰もがかけがえのない存在として、生涯にわたりいきいきと心豊かに安心して生活することができるように、地域社会を基盤として、子どもや高齢者、障害のある人、外国籍市民など全ての住民や地域団体、君津市社会福祉協議会、社会福祉法人、サービス事業者、ボランティア団体やNPO法人^{*}、企業や商店、君津市等の地域社会を構成するさまざまな主体が協力し合い、共に生き、支え合い、助け合う地域社会を築いていこうとする取組のことです。



行政だけでなく地域住民等のさまざまな人が協力し合って、共に生き、支え合う地域社会形成のための取組や仕組みづくりという点がポイントになります。

●地域の福祉力を醸成する取組

地域福祉は、住民自治を基本的な要件としており、地域福祉の実践を通じて、そのような自治の力や地域の福祉力を高めていく、切れ目のない取組のことといえます。







地域の福祉力とは、例えば、「住民が地域における生活課題に気付く（関心を持つ）」、「相互支援力や問題解決力を高める（学習する・参加する）」、「あらゆる差別や偏見や排除を克服しようとする気持ちを大切にする」、こうしたことを創り出していく力といえます。

2 地域福祉を推進するために重要なこと

●行政と住民とが協働し、重層的な福祉を推進

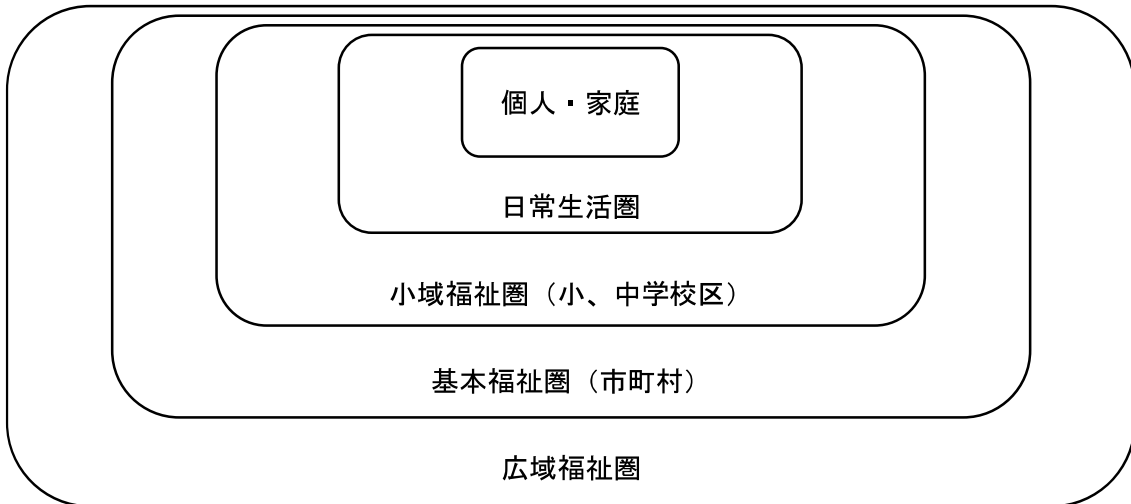
福祉課題に応じた支援を行うためには、君津市をはじめ君津市社会福祉協議会、サービス事業者、地域住民や地域団体、ボランティア団体やNPO法人等が、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が必要です。

 <p>自助 (個人)</p>	<ul style="list-style-type: none">・自らの健康管理・活発な生活（介護予防）・市場サービスの購入 宅配、庭の手入れなど	<ul style="list-style-type: none">・自治会活動・近所の助け合い・ボランティア活動	 <p>互助 (近隣)</p>
 <p>共助 (保険)</p>	<ul style="list-style-type: none">・医療保険制度・年金制度・介護保険制度・社会保険制度	<ul style="list-style-type: none">・生活保護・措置等の虐待対応・各種団体への支援	 <p>公助 (行政)</p>

●地域社会を基盤とし、重層的なネットワークを形成

多様化・複雑化する福祉課題に対応し、地域福祉を推進し、解決に向けて取り組んでいくためには、福祉課題に応じて、住民にとって身近な日常生活圏における住民による支え合いから、市全域での総合的・専門的な取組まで、重層的な対応と連携が必要です。

地域福祉を推進するための圏域のイメージ



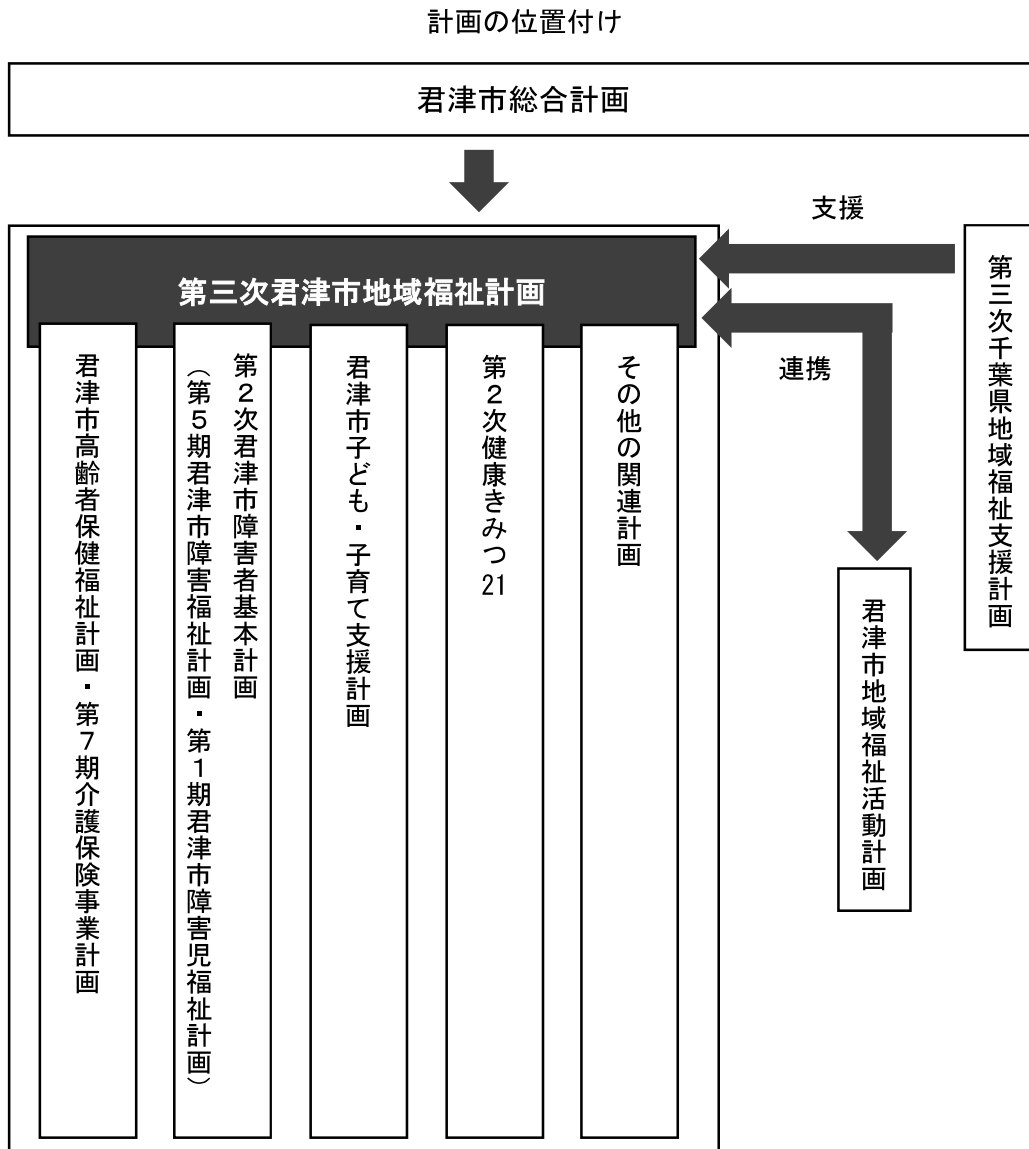
各圏域の主な役割	
日常生活圏	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人や家庭の力だけでは解決できない生活課題を地域の助け合いの力で解決を図る。 ● 地域住民、自治会等、地区社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員などが連携し、地域の見守り活動等によって要支援者や地域の潜在的ニーズを把握し、具体的な相談・支援機関などに結び付ける。
小域福祉圏（小、中学校区）	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の関係者（機関）による分野横断的なネットワークを構成し、日常生活圏における地域福祉活動をそれぞれの職種が持つノウハウで支援する。
基本福祉圏（市町村）	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的なノウハウが必要な課題には構成員（機関）の持つ専門機関ネットワークと連携及び協働して対応する。 ● 課題の解決に予算的並びに制度的な対応が必要である場合は市町村等に提案し、行政と連携する。
広域福祉圏	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本福祉圏では解決が困難な課題に対し、県や専門機関が協働してネットワークを構築し、市町村等と連携して課題解決に取り組む。

第3節 計画の位置付け・期間・策定体制

1 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置付けられます。また、「君津市総合計画」を最上位の計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画である「君津市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「第2次君津市障害者基本計画（第5期君津市障害福祉計画・第1期君津市障害児福祉計画）」「君津市子ども・子育て支援計画」「第2次健康きみつ21」等を横断的につなげ、「第三次千葉県地域福祉支援計画」や「君津市地域福祉活動計画」との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

そして、本計画は君津市に暮らす全ての市民を対象としており、地域住民や地域団体、行政等のあらゆる主体が担い手となって、地域の福祉活動を推進していきます。



2 計画の期間

本計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

計画の期間

計画名	年度				
	2019	2020	2021	2022	2023
君津市総合計画					
第三次君津市地域福祉計画	本計画の期間				
君津市高齢者保健福祉計画・ 第7期介護保険事業計画					
第2次君津市障害者基本計画 〔第5期君津市障害福祉計画〕 〔第1期君津市障害児福祉計画〕					
君津市子ども・子育て支援計画					
第2次健康きみつ21					

3 計画の策定体制

(1) 君津市地域福祉計画推進委員会

本計画の策定にあたり、その内容について見直し、地域福祉推進に向けて取組や事業等について協議を実施しました。

(2) 市民意識調査

市民が「地域」の中でどのように暮らし、どのように考えているのかを把握することを目的として実施しました。

調査対象	君津市に居住している16歳以上の市民2,000名
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	2018年(平成30年)7月28日から8月17日まで
回収結果	有効回収数838票、有効回収率41.9%

(3) 事業所調査

福祉に関連のある事業所を運営している方々のご意見を把握することを目的として実施しました。

調査対象	君津市内の各種福祉関係事業所 40 か所
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	2018年(平成30年)7月28日から8月17日まで
回収結果	有効回収数 16 票、有効回収率 40.0%

(4) 地区懇談会

生活課題を地域住民から直接お聞きし、計画策定への検討材料とするために、市内の地区社会福祉協議会の活動区域(8地区: 君津東、君津中、君津西、君津南、小糸、清和、小櫃、上総)において実施しました。

実施回数	各地区1回の計8回
参加延べ人数	103人
実施時期	2018年(平成30年)8月31日から9月29日まで

第2章 君津市の現状と課題

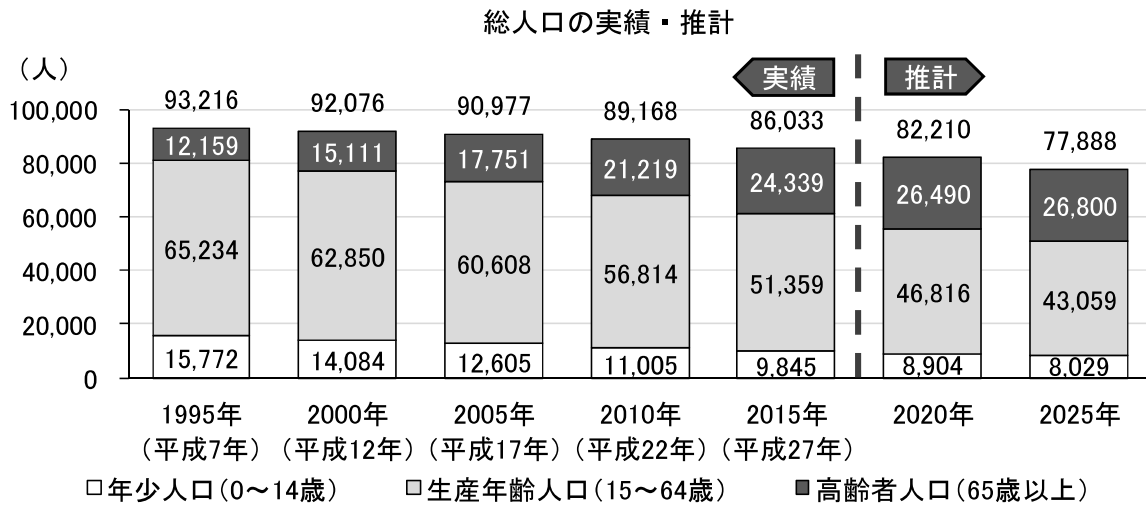
第1節 人口や世帯の状況

1 人口の状況

(1) 総人口

本市の総人口は1995年(平成7年)以降、一貫して減少傾向にあり、2015年(平成27年)には86,033人となっています。2025年には77,888人まで減少すると推計されています。

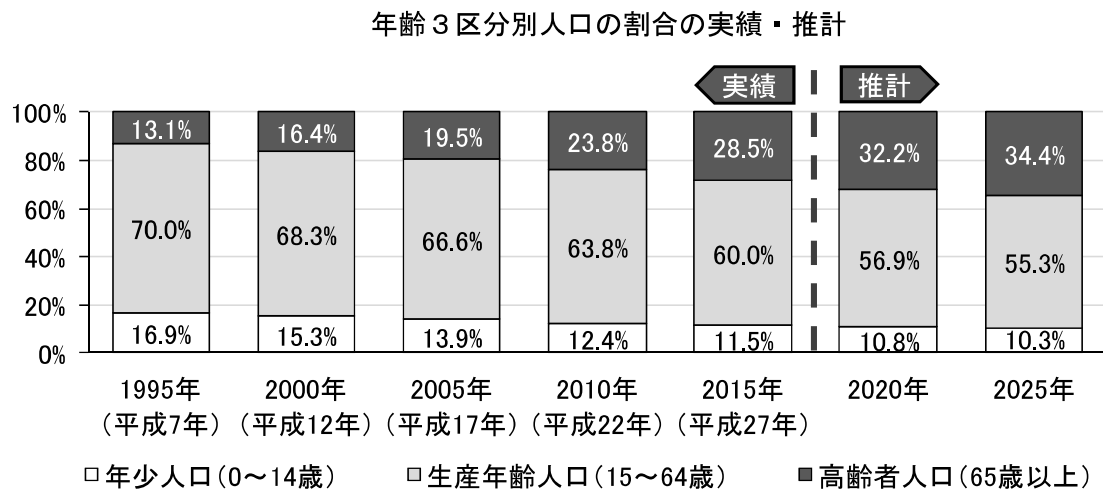
年齢3区分別人口について見ると、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下しているのに対し、高齢者人口の割合は2010年(平成22年)から2015年(平成27年)にかけて4.7ポイント増加し、28.5%となっています。2025年には34.4%まで増加すると推計されています。



※年齢不詳者を含むため、合計と総人口は一致しない場合があります。

出典：実績は総務省「国勢調査」

推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」から作成



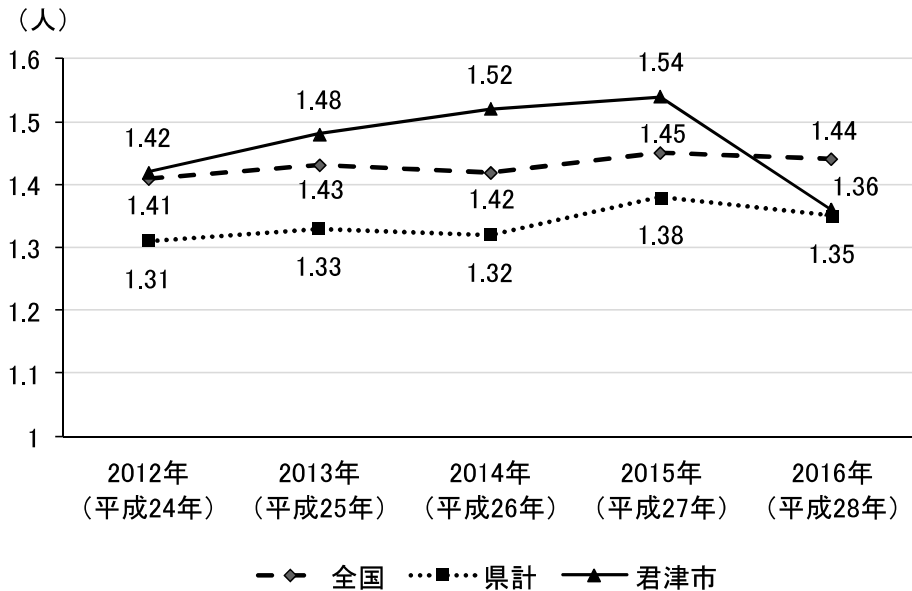
出典：実績は総務省「国勢調査」

推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」から作成

(2) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率*を見ると、2012年（平成24年）から2015年（平成27年）まで、本市は全国平均及び千葉県の平均よりも高くなっています。しかし、2016年（平成28年）には1.36人と大きく減少し、全国平均を下回っています。

合計特殊出生率の推移

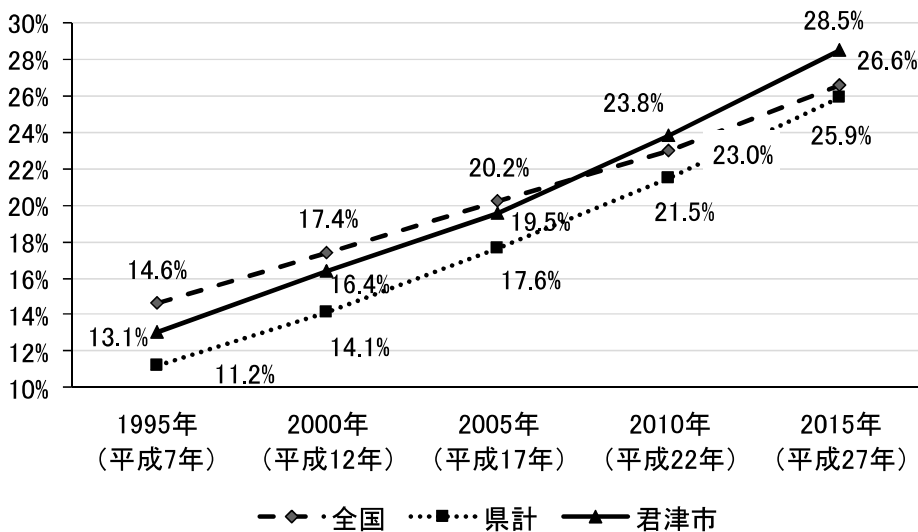


資料：千葉県健康福祉部健康福祉指導課HP 各年1月1日現在人口で算出

(3) 高齢化率

本市の高齢化率を見ると、2005年（平成17年）までは全国平均を下回っていましたが、2010年（平成22年）には23.8%と全国平均を上回り、その後も上昇を続けて2015年（平成27年）には28.5%となっています。

高齢化率の推移



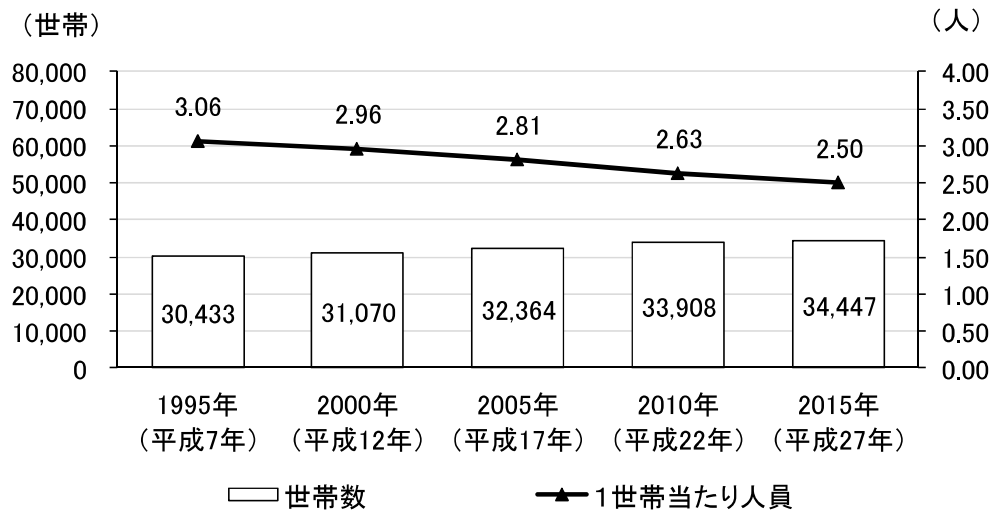
出典：総務省「国勢調査」 各年10月1日現在

2 世帯の状況

(1) 世帯数及び1世帯当たり人員

本市の世帯数は1995年（平成7年）以降増加傾向にあり、2015年（平成27年）には34,447世帯となっています。その一方で、1世帯当たり人員は一貫して減少傾向にあり、2015年（平成27年）は2.50人となっています。

世帯数及び1世帯当たり人員の推移

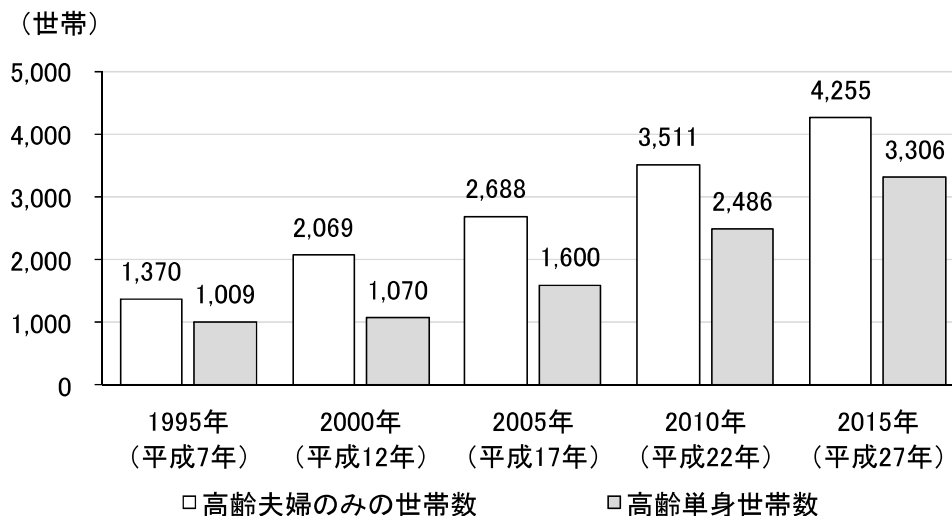


出典：総務省「国勢調査」 各年10月1日現在

(2) 高齢夫婦のみ世帯数及び高齢単身世帯数

本市の高齢夫婦のみ世帯数及び高齢単身世帯数は、いずれも増加傾向にあり、高齢夫婦のみ世帯数は2015年（平成27年）に4,255世帯で、2000年（平成12年）の2,069世帯から2倍以上に増加しています。高齢単身世帯は2015年（平成27年）に3,306世帯で、2000年（平成12年）の1,070世帯から3倍以上に増加しています。

高齢夫婦のみ世帯数及び高齢単身世帯数の推移



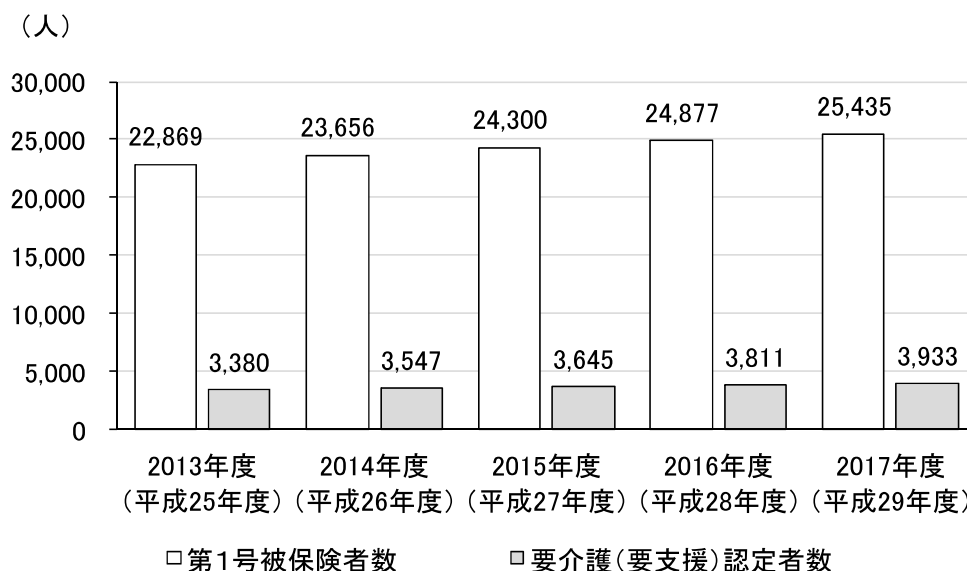
出典：総務省「国勢調査」 各年10月1日現在

3 支援を必要とする人の状況

(1) 第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数

本市の介護保険の第1号被保険者数及び要介護（要支援）認定者数は、いずれも増加傾向にあり、2017年度（平成29年度）には第1号被保険者数が25,000人を上回って25,435人、要介護（要支援）認定者数は3,933人となっています。

第1号被保険者数と要介護（要支援）認定者数の推移

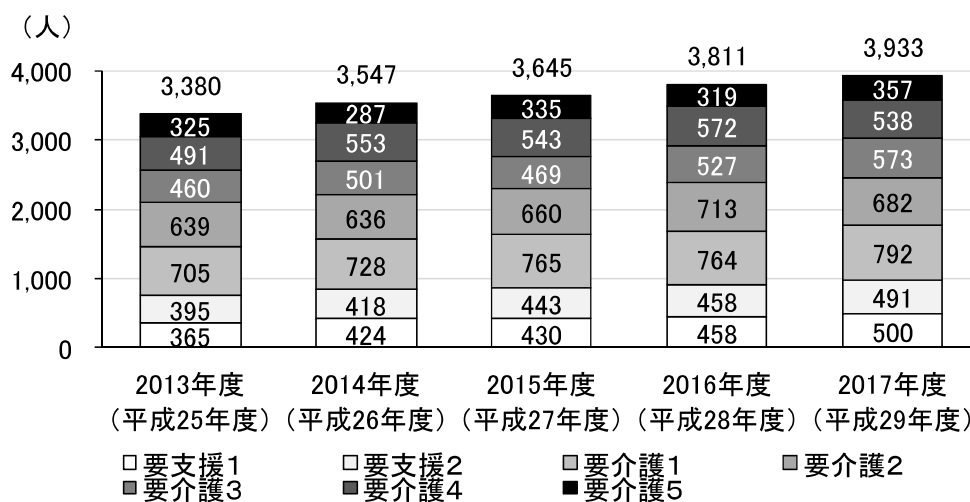


出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」 各年度末現在

(2) 要介護（要支援）度別認定者数

本市の要介護（要支援）度別認定者数は、要支援1、要支援2が一貫して増加傾向にあります。また、要介護3が2016年度（平成28年度）から2017年度（平成29年度）にかけて46人と大きく増加し、573人となっています。

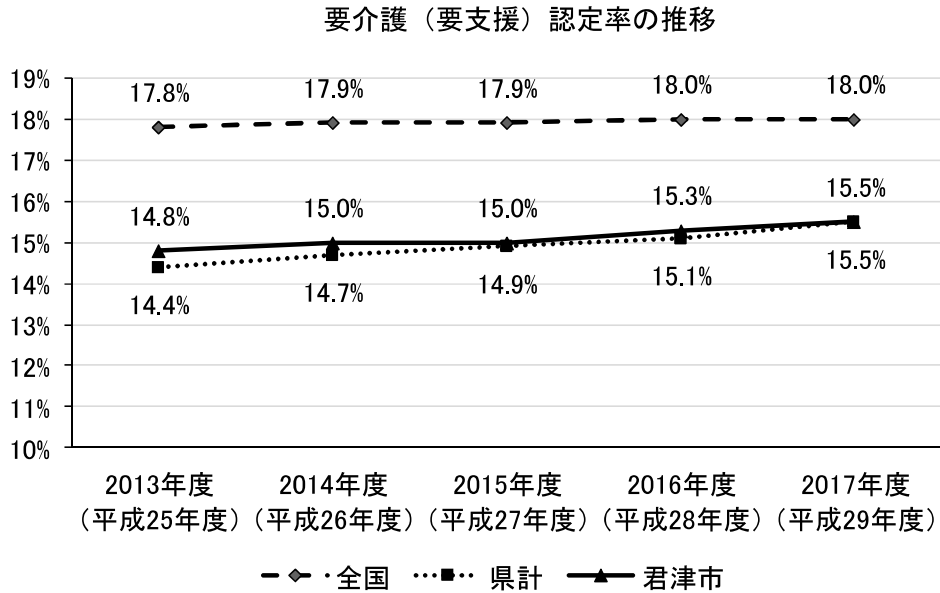
要介護（要支援）度別認定者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」 各年度末現在

(3) 要介護（要支援）認定率

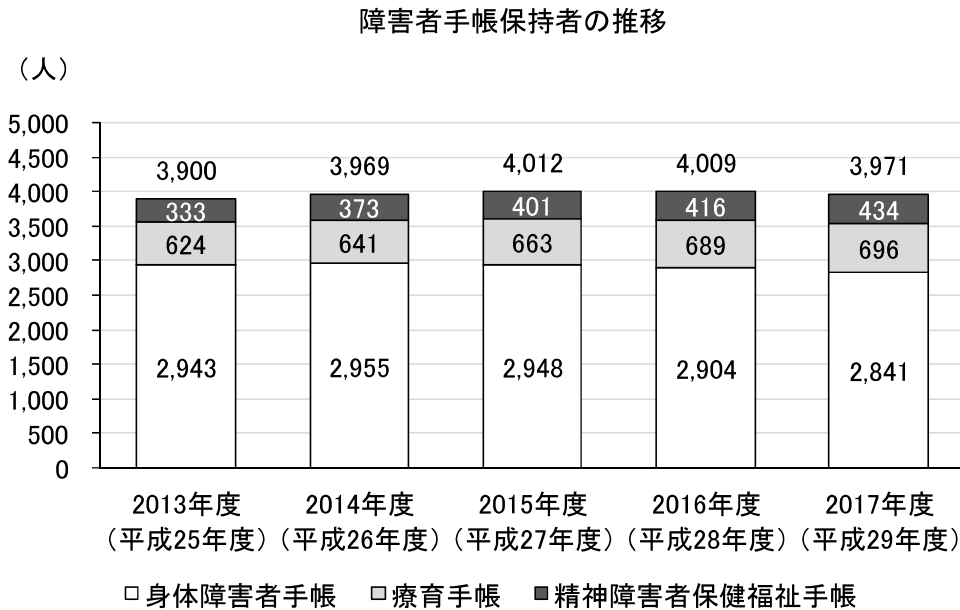
本市の要介護（要支援）認定率の推移を見ると、本市は全国平均より低く、千葉県平均よりわずかに高い傾向にありましたが、2017年度（平成29年度）には千葉県平均と同水準の15.5%となっています。



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」 各年度末現在

(4) 障害者手帳保持者数

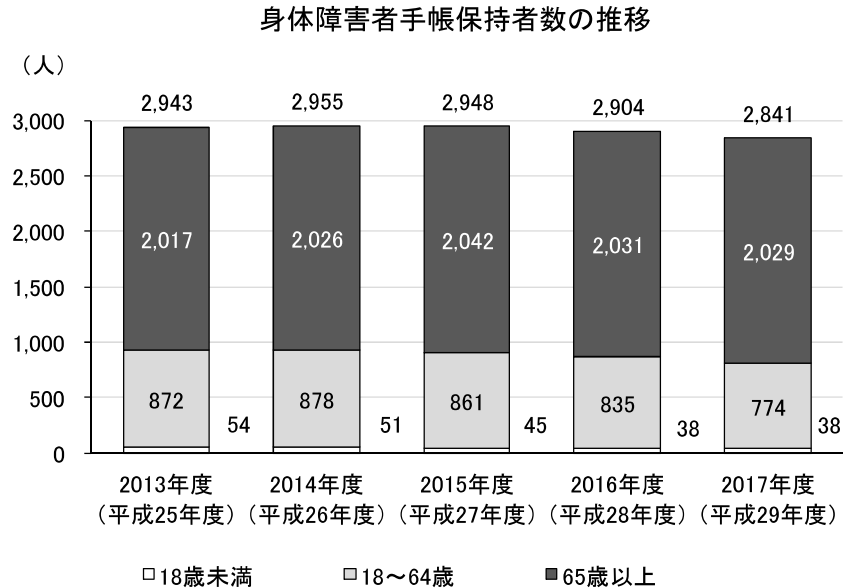
本市の障害者手帳保持者数は、2015年度（平成27年度）の4,012人をピークに減少しています。いずれの年度も、身体障害者手帳保持者数が最も多く、次いで療育手帳保持者数、精神障害者保健福祉手帳保持者数となっています。



資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

(5) 身体障害者手帳保持者数

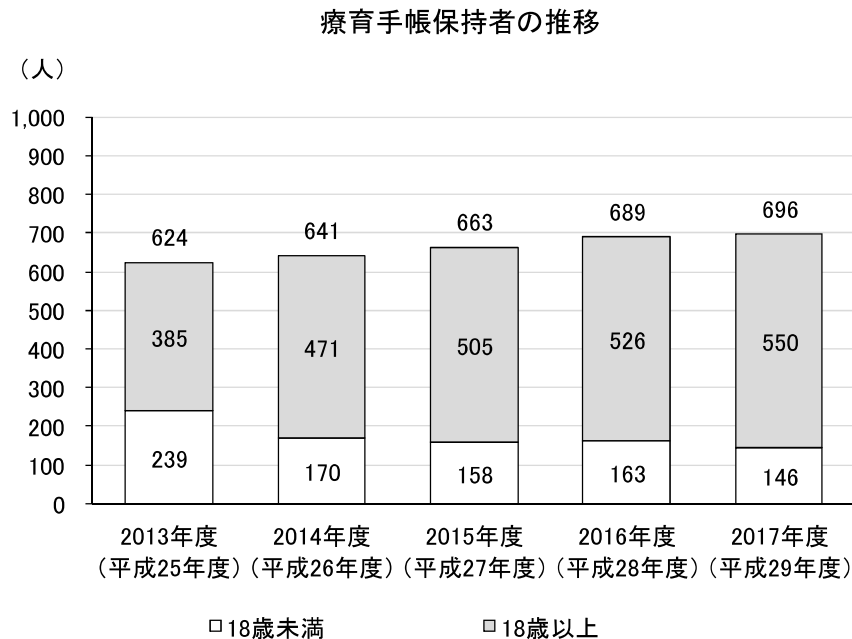
本市の身体障害者手帳保持者数は、2014年度（平成26年度）の2,955人をピークに減少し、2017年度（平成29年度）には2,841人となっています。年代別では、65歳以上が最も多くなっています。



資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

(6) 療育手帳保持者数

本市の療育手帳保持者数は、一貫して増加傾向にあります。18歳未満の人数は2013年度（平成25年度）の239人から大きく減少し、2014年度（平成26年度）には170人となっています。

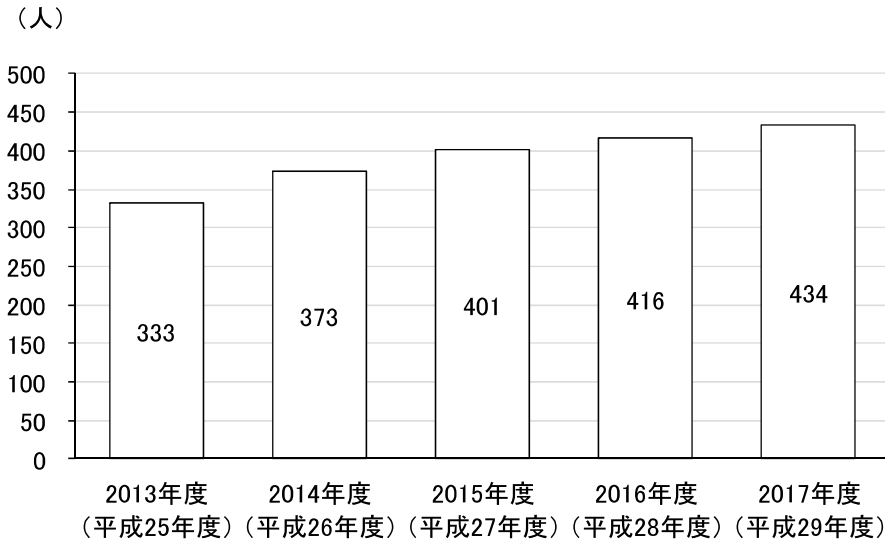


資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

(7) 精神障害者保健福祉手帳保持者数

本市の精神障害者保健福祉手帳保持者数は、一貫して増加傾向にあります。2015 年度（平成 27 年度）に 400 人を上回り、更に増加を続けて 2017 年度（平成 29 年度）は 434 人となっています。

精神障害者保健福祉手帳保持者数の推移

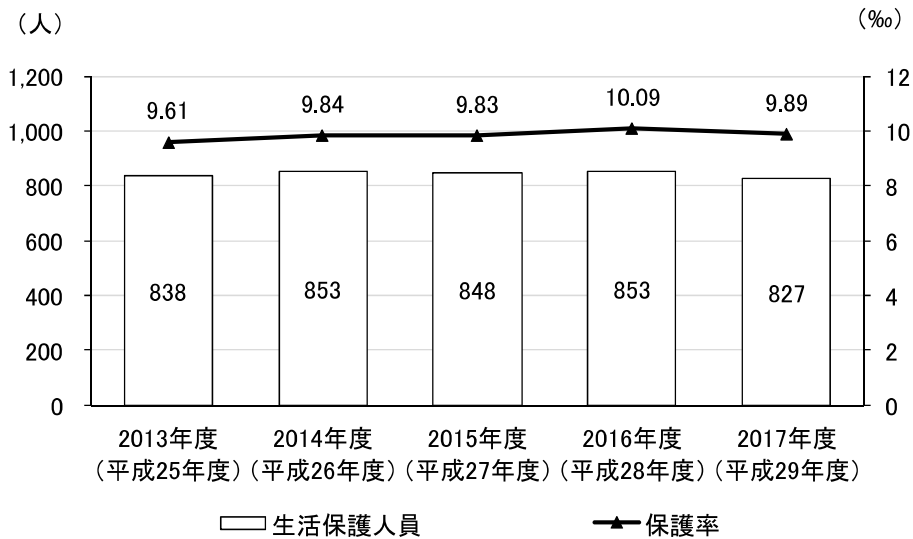


資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

(8) 生活保護人員

本市の生活保護人員は、ほぼ横ばいで推移しています。保護率では、2016 年度（平成 28 年度）に 10.09%となりましたが、2017 年度（平成 29 年度）には減少し、9.89%となっています。

生活保護人員の推移



※「‰」とは千分率を表し、住民千人当たりの割合を示しています。

資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

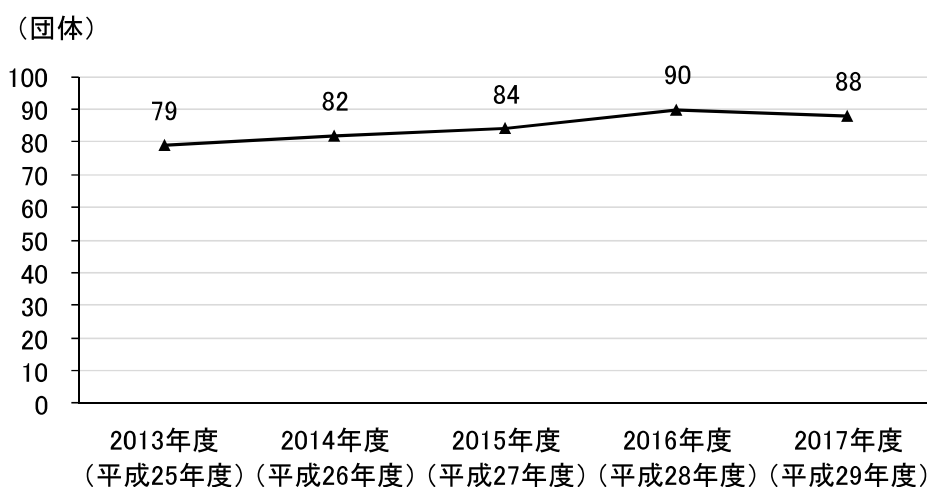
4 地域福祉を支える活動

(1) 地域ぐるみの福祉活動

本市では、2017年度（平成29年度）末現在、君津市ボランティアセンターに登録し、ボランティア活動を行っている団体が88団体あり、各団体の構成員の合計は2,173人です。また、個人でボランティアに登録している方は225人おり、ボランティアセンター登録人数の合計は2,398人となっています。各団体ではボランティアセンターを中心として、高齢者や障害のある人、子育て支援、環境美化活動、災害支援等のさまざまな活動を行っています。

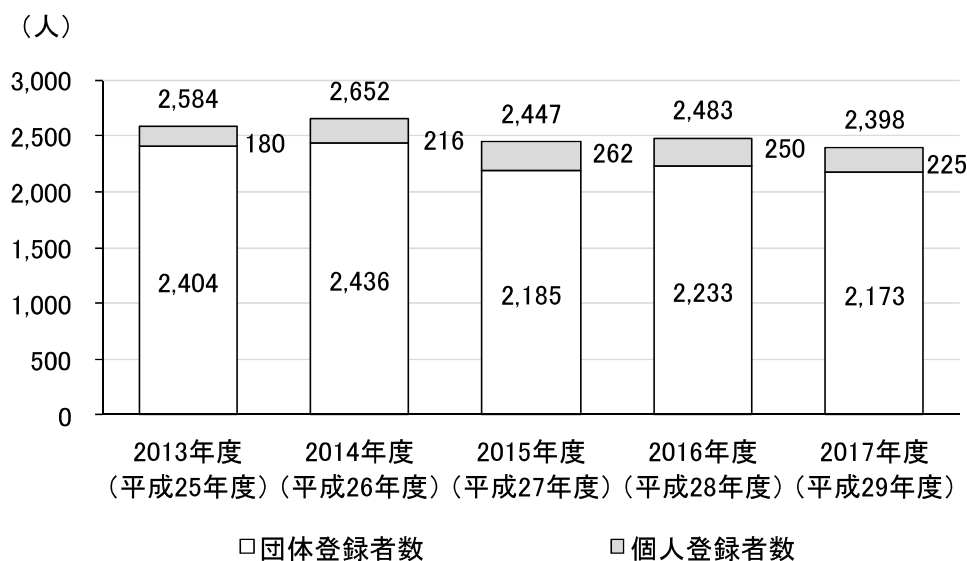
また、本市のNPO法人は2017年度（平成29年度）9月末現在で27団体あり、社会教育やまちづくり、保健医療関係等の活動を幅広く行っています。

ボランティア団体数の推移



資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

ボランティア登録者数の推移



資料：君津市保健福祉部調べ 各年度末現在

(2) 自治会

本市では、2018年（平成30年）3月現在、209の自治会が活動しています。

自治会は、地域の住民が自主的に作り上げる住民自治組織です。防犯や防災の取り組み、地域の美化活動や夏祭りの行事などさまざまな活動を行うことで、親睦を深めながら、みんなで協力し合い、より豊かな地域づくりに取り組んでおり、地域福祉を支える活動に結び付いています。

(3) 民生委員・児童委員

本市では、2017年度（平成29年度）末現在、177名の民生委員・児童委員が活動しています。

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、各地域において、身近な相談相手として住民の立場に立って相談活動や援助等を行い、社会福祉の増進に努める方々です。

また、児童委員も兼ねており、地域の子どもたちの見守り活動をはじめ、子育ての不安や妊娠中の心配ごとに対する相談・支援等を行います。さらに、一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する主任児童委員の指名を受けています。

(4) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉を推進することを目的とする団体として位置付けられています。

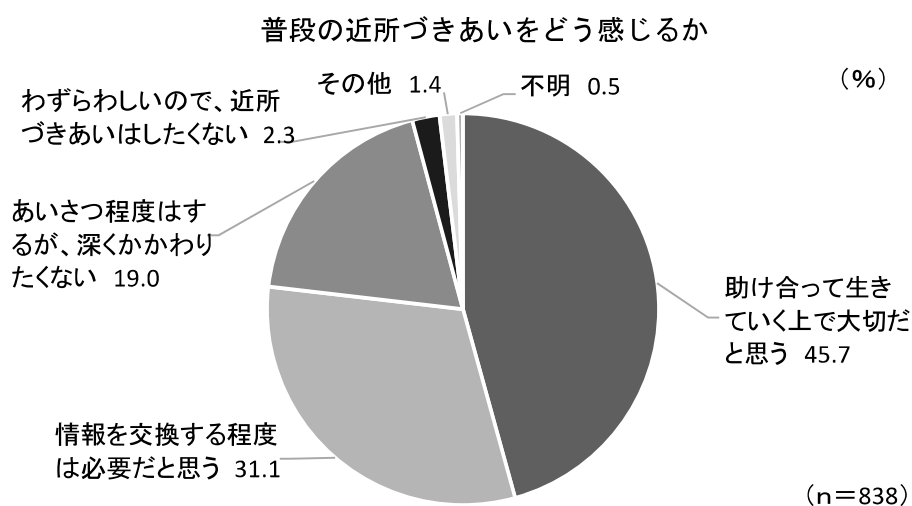
「住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現」を目指し、主に社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を行い、障害者団体や各種支援団体などのさまざまな活動を取りまとめる調整役として活動しています。また、君津市社会福祉大会の開催や、「市民同士の助け合いシステムあんしん事業」などを行い、地域福祉活動の中心的役割を果たしています。

地区社会福祉協議会は、町内会・自治会をはじめ、民生委員・児童委員、学校関係、シニアクラブ*、ボランティアなどの地区関係者と住民により構成されている任意の地域組織です。市内8地区にあり、敬老会、友愛訪問、ふれあいサロンといった地域住民が主体となる活動を行うなど、地域の福祉的な課題の解決に向けて主体的に取り組み、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めています。

5 市民意識調査結果の概要

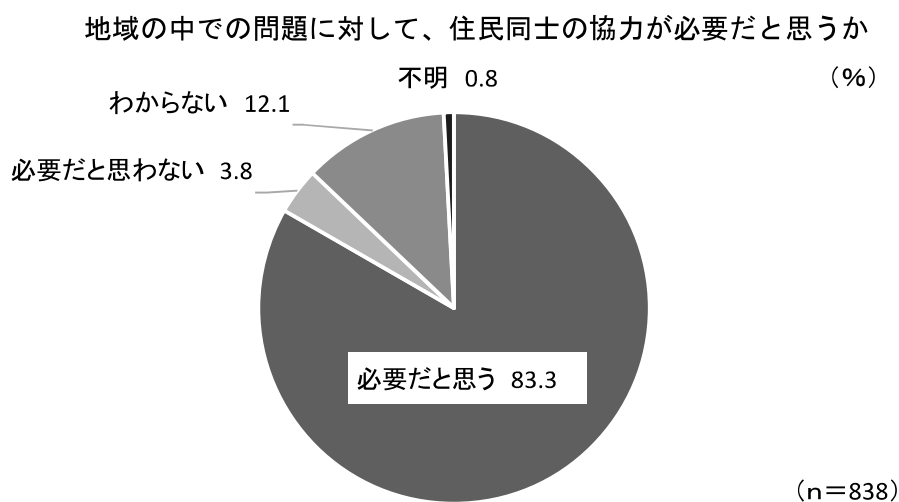
(1) 普段の近所づきあいをどう感じるか

普段の近所づきあいをどう感じるかについて、「助け合って生きていく上で大切だと思う」の割合が最も高く 45.7%、次いで「情報を交換する程度は必要だと思う」が 31.1%、「あいさつ程度はするが、深くかかわりたくない」が 19.0%、「わずらわしいので、近所づきあいはしたくない」が 2.3%となっています。



(2) 地域の中での問題に対して、住民同士の協力が必要だと思うか

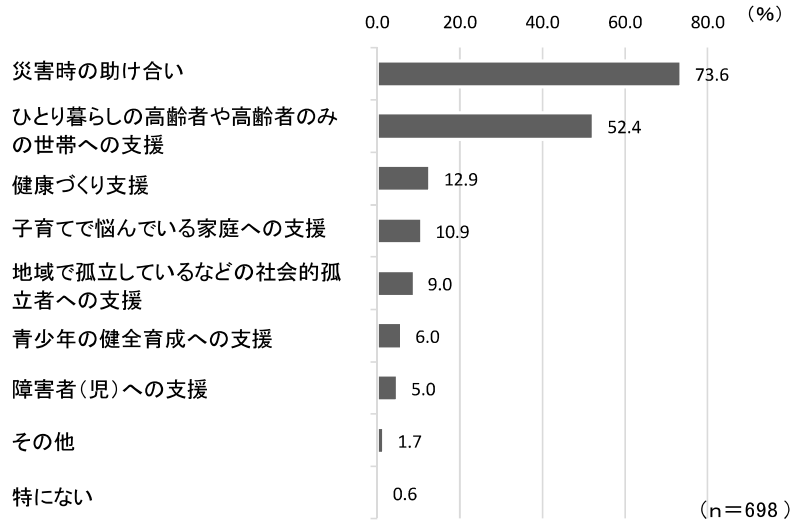
地域の中での問題に対して、住民同士の協力が必要だと思うかについて、「必要だと思う」の割合が 83.3%となっています。その一方で、「必要だと思わない」が 3.8%となっています。



(3) 地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題

地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題について、「災害時の助け合い」の割合が最も高く73.6%、次いで「ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯への支援」が52.4%、「健康づくり支援」が12.9%となっています。

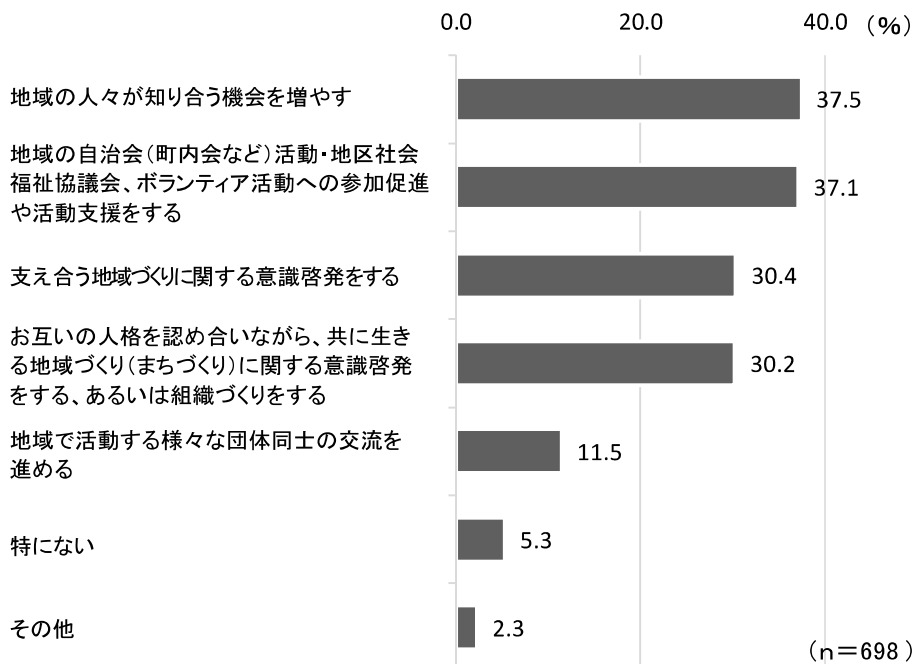
地域の人たちが協力して取り組んでいくことが特に必要な問題



(4) 住民同士が協力して地域づくりを進めるために必要な行政の支援

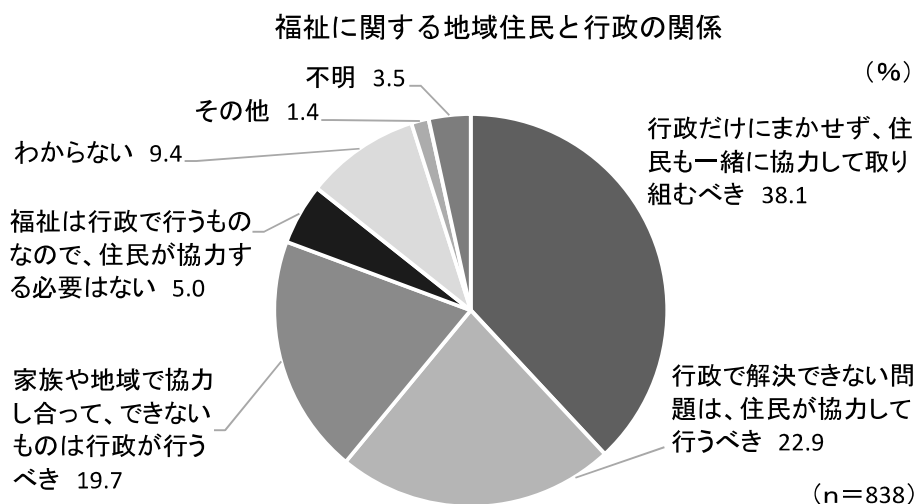
住民同士が協力して地域づくりを進めるために必要な行政の支援について、「地域の人々が知り合う機会を増やす」の割合が最も高く37.5%、次いで「地域の自治会(町内会など)活動・地区社会福祉協議会、ボランティア活動への参加促進や活動支援をする」が37.1%、「支え合う地域づくりに関する意識啓発をする」が30.4%となっています。

住民同士が協力して地域づくりを進めるために必要な行政の支援



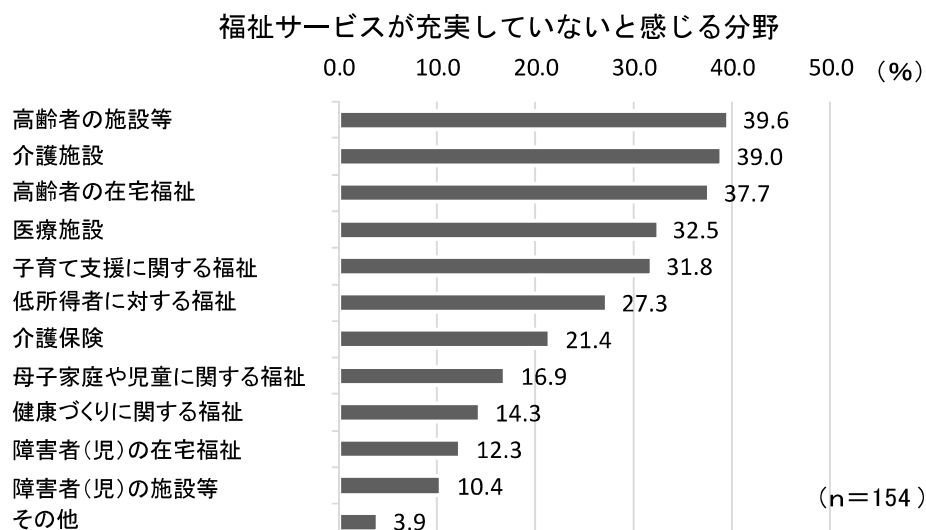
(5) 福祉に関する地域住民と行政の関係

福祉に関する地域住民と行政の関係について、「行政だけにまかせず、住民も一緒に協力して取り組むべき」の割合が最も高く 38.1%、次いで「行政で解決できない問題は、住民が協力して行うべき」が 22.9%、「家族や地域で協力し合って、できないものは行政が行うべき」が 19.7%となっています。



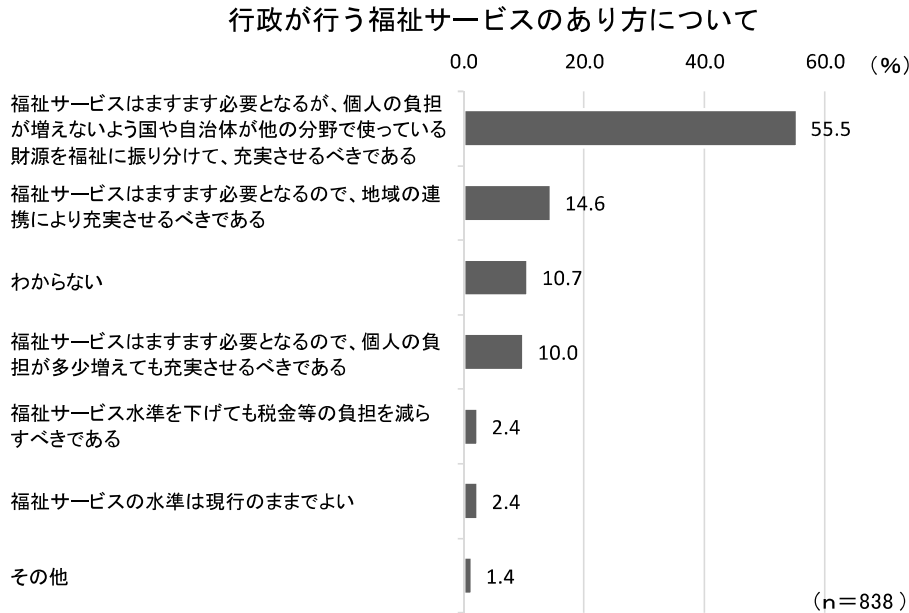
(6) 福祉サービスが充実していないと感じる分野

福祉サービスが充実していないと感じる分野について、「高齢者の施設等」の割合が最も高く 39.6%、次いで「介護施設」が 39.0%、「高齢者の在宅福祉」が 37.7%となっています。



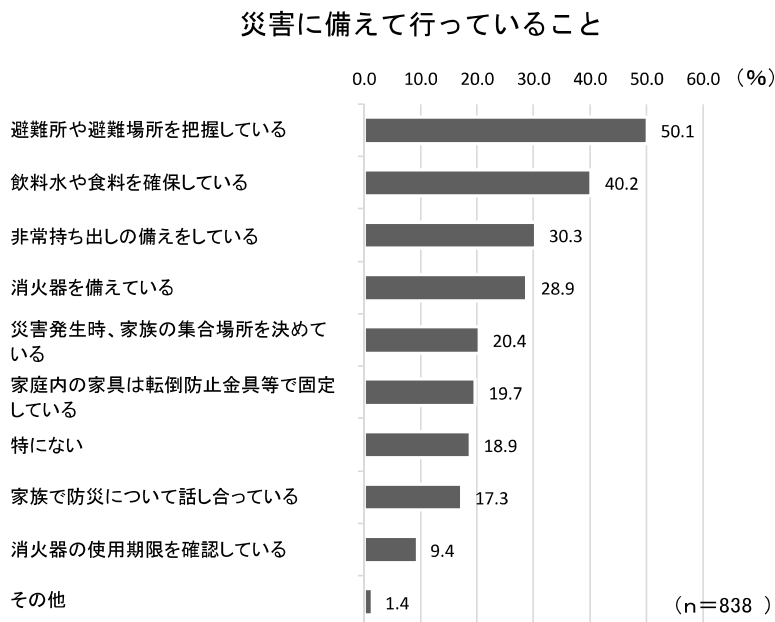
(7) 行政が行う福祉サービスのあり方について

行政が行う福祉サービスのあり方について、「福祉サービスはますます必要となるが、個人の負担が増えないよう国や自治体が他の分野で使っている財源を福祉に振り分けて、充実させるべきである」の割合が最も高く 55.5%、次いで「福祉サービスはますます必要となるので、地域の連携により充実させるべきである」が 14.6%となっています。



(8) 災害に備えて行っていること

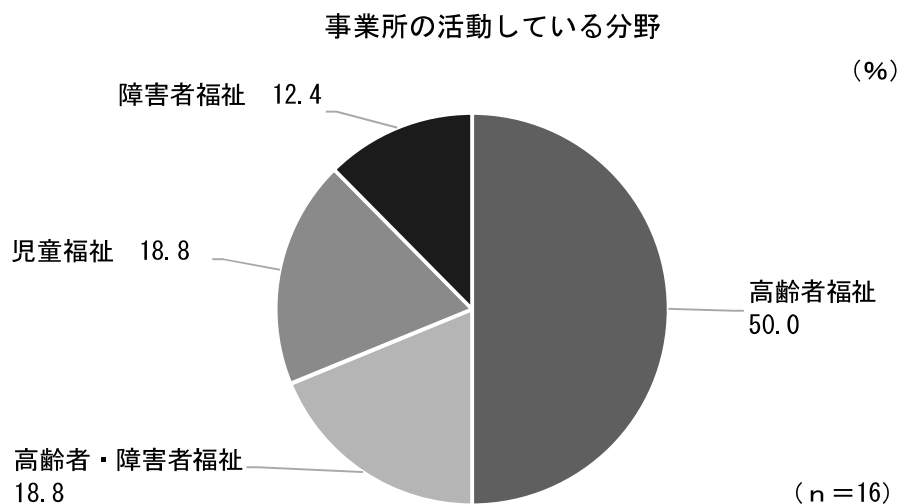
災害に備えて行っていることについて、「避難所や避難場所を把握している」の割合が最も高く 50.1%、次いで「飲料水や食料を確保している」が 40.2%、「非常持ち出しの備えをしている」が 30.3%となっています。



6 事業所調査結果の概要

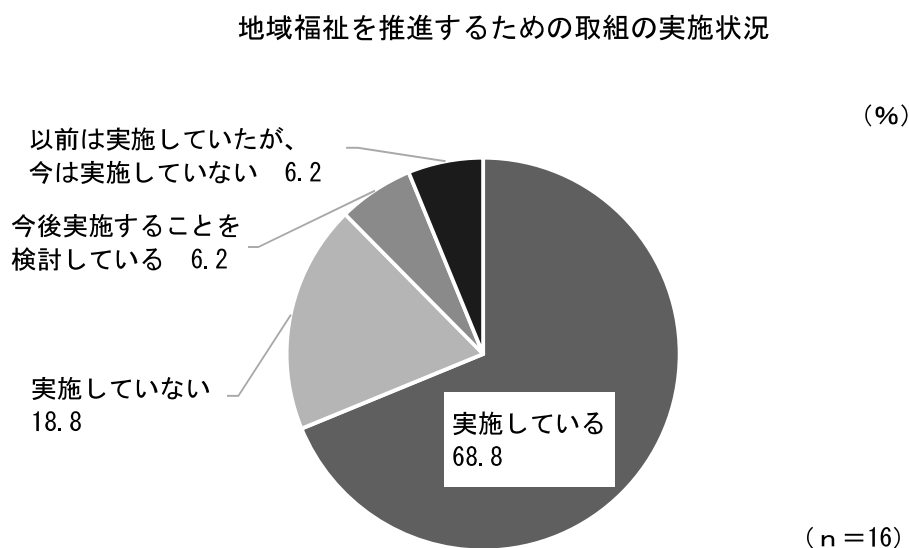
(1) 事業所の活動している分野

事業所の活動している分野として、「高齢者福祉」の割合が最も高く 50.0%、次いで「高齢者・障害者福祉」及び「児童福祉」が 18.8%、「障害者福祉」が 12.4%となっています。



(2) 地域福祉を推進するための取組の実施状況

地域福祉を推進するための取組の実施状況について、「実施している」の割合が最も高く 68.8%、次いで「実施していない」が 18.8%、「今後実施することを検討している」及び「以前は実施していたが、今は実施していない」が 6.2%となっています。



(3) 市の地域福祉には何が不足しているか、何をもっと伸ばしていけば良いか

君津市の地域福祉には何が不足しているか、何をもっと伸ばしていけば良いかについて、以下のような意見が見られました。

【高齢者福祉に関する意見】

現在、デマンドタクシー^{*}が一部の地域で整備されており、高齢者の日常生活を支える移動手段として活発に利用されているものの、利用する住民の意向に合ったサービスとなるように、更なる改善が求められています。また、移動支援を行うボランティアの確保・育成が必要だという意見も挙げられました。こうした中で、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を送り続けるためにも、移動支援に限らず適切な福祉サービスを利用できる環境づくりを進めることが必要との意見が挙げられました。

【子ども・子育て支援の充実に関する意見】

今後も増加する高齢者を地域全体で支え、対応していくためにも、子ども・子育て支援の充実に力を入れて、人口減少の抑制を図ることが必要との意見が多く挙げられました。この実現に向けて、子育て支援施設の新設や改修、市内の子ども支援に関する情報や活動などを取りまとめる組織の創設、地域全体で子どもを育てるシステムの構築等の検討が求められました。

【市街地以外における福祉に関する意見】

市街地以外である小糸や清和、小櫃、上総地区など、市内のどこで暮らしていても、必要に応じて適切な支援を受けることができるよう、各地域における福祉の担い手の育成やサービス提供体制づくりを進めることが必要との意見が挙げられました。

【地域交流に関する意見】

地域の人と人とのつながりをより一層強化するために、高齢者や障害者、子育て中の方といった、さまざまな方の地域交流及び世代間交流の機会拡充が求められました。こうした活動を通じることで、地域の人々の、高齢者や障害者といった支援を必要とする方々に対する理解が深まっていくと考えられます。

7 地区懇談会結果の概要

(1) 地域活動団体の高齢化及び会員の減少

自治会やシニアクラブ、青年会、婦人会といった地域で活動するさまざまな団体において、会員の高齢化や加入者の減少が進行しています。そのような問題が主な原因となり解散した団体があるほか、従来の地域行事の開催等が困難となっていることや、これまで培われてきた世代を超えた交流の場の減少にもつながっています。今後に向けて、地域住民に対する団体への加入促進や現状に合った新たな組織運営のあり方についての検討が求められました。

(2) 地域福祉の担い手の育成

地域福祉活動を推進する人々の高齢化が進行しているとともに、福祉人材の不足が懸念されています。こうした中で、地域福祉の担い手を確保・育成していくことが求められています。そこで、元気な高齢者や学生を交えた支え合い体制の構築や、ボランティア活動に積極的に参加してもらうための仕組みづくり、地域福祉の推進に向けたリーダーの育成等について検討することが必要との意見が挙がりました。

(3) 高齢者の見守り

高齢化の進行とともに、高齢単身世帯数も増加しており、ひとり暮らし高齢者の見守り体制の強化が課題となっています。既にボランティアや自治会による見守り活動等も実施されていますが、個人情報保護法により、見守り対象の方の個人情報を地域の人々に共有できないことが、見守り体制の構築を阻む大きな要因となっています。こうした中で、地域やサービス事業所、民間企業等も交えた見守り体制の充実を図っていく必要があるとの意見が挙がりました。

(4) 公共交通の充実

近年、全国的に高齢者の運転免許の自主返納がニュースなどで取り上げられる一方で、返納した後の買物や通院、地域活動などの日常的な生活の場面で行動が制限されるのではないかと懸念されています。こうした状況に対応するため、コミュニティバスを整備するとともに、小櫃・上総地区においてデマンドタクシーを運行していますが、買物や行政手続き、通院等で活用するためにも、デマンドタクシーを君津地区や近隣他市に運行してほしいという要望が挙げられました。今後は、地域の実情や利用する住民の意向に合った運行経路や時間等を検討していくことも求められています。

また、自宅から学校までの移動手段の選択肢が限られる関係で、スクールバスを運行している私立の学校に進学を決める子どもや家庭があることも課題として挙げられました。

(5) 自治会活動の活性化

自治会加入率が低下している中で、地域福祉の推進に向けて、自治会活動の活性化を図る必要があります。そのためにも、自治会活動の魅力創出やその周知等に努めるとともに、市とも連携して加入促進を図ることが必要です。このほか、自治会長や役員に負担が集中する傾向にあり、担い手が不足している問題などを解決するため対応が求められました。

(6) 集いの場による住民交流の促進

ひとり暮らし高齢者の中には、日常的な話し相手を求めている方がいるため、地域住民が気軽に集うことのできるサロン活動*などを活発化し、こうした方の受け皿をつくっていくことが必要との意見が挙がりました。また、その活動内容について積極的な周知を図るほか、使用されていない公共施設などを有効活用し、新たな集いの場を創出していくことも求められました。

(7) 防災体制の充実

災害の発生に備え、住民それぞれが備蓄品の確保に努めるよう、普及・啓発活動を推進していく必要があります。さらに、災害発生時の対応手順について、地域の実情に沿った避難計画を作成し、住民へ事前に周知を図ることも重要となります。

また、支援を必要とする方々に円滑な対応を行えるよう、要支援者マップの作成など、より効果的な方法の検討が求められています。

(8) わかりやすい相談窓口の整備

日常的な市役所における相談や、福祉関係機関に対する緊急時の連絡に際して、複数存在している窓口の集約化に努めるなど、利用者にとってわかりやすい体制の整備や、相談窓口に関する情報の周知を図ることが重要であるとの意見が挙がりました。こうした取組を推進することが、いつでも気軽に相談できるという日常的な安心感につながっていくと考えられます。

(9) 市民参画の推進

福祉のまちづくりを進めるには、行政と市民との協働で地域福祉を推進していくことが重要です。この点について、行政と市民の話し合う機会を増やし、今後の地域福祉について協議しながら、計画の見直し等を実施していくことが重要との意見が挙がりました。

また、外国籍市民に配慮したまちづくりの推進が求められました。

(10) 行政、地域、福祉関係団体間の連携強化

行政や地域、福祉関係団体間の連携を強化し、効率的かつ効果的に地域福祉を推進することが求められました。これによって、地域福祉活動従事者の負担軽減や、限られた資源の有効活用、また包括的な支援体制の構築等につながっていくと考えられます。

(11) 地域活動の推進

公共施設は、地域住民が活動をする拠点としての機能を持っているということで、子どもから高齢者まで全ての人々が利用しやすいように利用手続の簡略化や駐車場の整備等が求められました。

また、自治会の区分を超えて他の自治会活動に参加できるよう、隔てのない仕組みづくりにも取り組む必要があるとの声も挙がりました。

このほか、市内にはサークル活動を行っている小規模グループが多数存在しているため、こうしたグループに対して地域福祉活動への参加を呼び掛けていくことも、福祉のまちづくりを進めるための有効な手段として挙げられました。

(12) その他各種福祉の推進

高齢者福祉については、健康寿命の延伸に向けて食育などをより一層推進するとともに、住民が適切にサービスを利用できるよう介護保険等に関する情報を積極的に周知していくことが求められています。

児童福祉については、子どもに対して豊かな心を育む教育を実施すること、子育て世代の負担軽減に向けて保育所や学童保育における人材の確保を進めることが必要です。

障害者福祉については、視覚障害者や車椅子使用者など相互的な視点から、誰もが暮らしやすいと感じられるようにまちのバリアフリー*化を推進していくことが求められています。

8 第二次計画の取組から見える課題の概要

(1) 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくりに向けて

地域福祉推進のためには、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障害のある人、子育て中の方等を地域で支える、互助の部分強化していく必要があります。

地域福祉活動を推進するための環境整備として、行政とボランティアセンターとの情報共有を図り、利用者の利便性の向上や支援機能の充実を図ることが課題となっています。

(2) 安心して暮らせるための環境づくりに向けて

誰もが住みやすく、社会参加をしやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。

公共交通の整備については、小櫃・上総地区においてデマンドタクシーを運行していますが、より多くの方が利用できるよう、運行事業者と連携して効率的な配車と乗合率の向上を図ることが課題となっています。

(3) 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくりに向けて

社会福祉法では、地域におけるサービスの適切な利用の推進と、社会福祉に関する事業の健全な発達が、地域福祉の重要な柱となっています。

福祉サービスを利用する人の家庭の状況等が多様化・複雑化していることに伴い、従来の相談窓口の体制から分野を超えて地域生活課題について総合的に相談できるような体制づくりが課題となっています。

9 君津市の現状を踏まえた地域福祉の課題

現状を踏まえ、君津市における地域福祉の課題についてまとめると、次のとおりです。

課題 住民同士による地域課題の把握と解決の体制づくり

高齢化の進行や高齢単身世帯数の増加、1世帯当たり人員の減少を受けて、住民の福祉ニーズは多様化・複雑化しています。こうした中、市民意識調査では、近所づきあいに対して否定的な考えを持つ方が2割程度いる一方で、地域の中での問題に対して、住民同士の協力が「必要だと思う」という割合が8割以上、福祉に関して「家族や地域で協力し合って、できないものは行政が行うべき」が約2割、「行政だけにまかせず、住民も一緒に協力して取り組むべき」の割合が約4割と高い割合を示していました。この結果から、住民の福祉意識の高さが伺えます。

本市における地域福祉を推進していくためにも、住民同士による協力は欠かすことができず、地域における人と人とのつながりを強化することで、住民自らが地域の課題を把握し、その解決に向かって進んでいけるような体制づくりを進めていく必要があります。そのため、地域の人々が知り合う機会の創出や、各種地域活動団体への加入促進及び活動内容の周知等を推進します。そして、住民同士のつながりを深めるとともに、福祉の担い手の育成にも努め、住民同士による支え合い・助け合いの体制づくりを促進していく必要があります。

「基本目標1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり」にて対応

課題 高齢者の利用しやすい移動手段の確保

君津市の地区特性をそれぞれの持つ環境や課題等から区分すると、東京湾に面した君津地区と、内陸部の小糸・清和・小櫃・上総地区に分けられます。高齢化が進行する中で、特に内陸部の地区においては、高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。自宅から商店や公共施設、また自宅から最寄りのバス停や駅まで遠いなど、交通手段の整備が求められる地区もあれば、運行本数や運行時間の関係から、利用しづらいという問題も見られます。

そこで、新たな公共交通の整備や、スクールバス等の有効活用、住民同士による助け合い等も含め、高齢者が利用しやすい移動手段について検討していく必要があります。

「基本目標2 安心して暮らせるための環境づくり」にて対応

課題**防災意識の啓発による安全・安心の体制づくり**

地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生していることを受けて、市民意識調査においても、地域で協力して推進していくことが特に必要な問題として「災害時の助け合い」の回答が最も高く7割以上となっていました。このように、市民が災害に対して高い関心を抱いている一方で、災害に備えて「避難所や避難場所を把握している」の割合は約5割、「飲料水や食料を確保している」の割合は約4割にとどまっており、自発的に防災対策を十分に進めるまでには至っていないと考えられます。

そこで、避難所や避難場所の周知、備蓄品の確保を推奨するなど、住民に対して積極的な防災意識の啓発に努めることが重要です。また、災害時に地域の人が支援を必要とする人の安否確認や避難誘導等をスムーズに実施できるような体制づくりも検討を進めていく必要があります。



「基本目標2 安心して暮らせるための環境づくり」にて対応

課題**きめ細かで利用しやすいサービス提供体制の整備**

要介護（要支援）認定者数や療育手帳保持者、精神障害者保健福祉手帳保持者が年々増加する中で、利用者の立場にあった各種福祉サービスの提供が求められています。市民意識調査を見ると、福祉サービスが充実していないと感じる分野について、「高齢者の施設等」が約4割、「子育て支援に関する福祉」が約3割、「低所得者に対する福祉」という回答も3割近くとなっていました。このように、各種分野において更なる福祉サービスの拡充が求められている中で、今後の福祉サービスのあり方については、「福祉サービスはますます必要となるが、個人の負担が増えないよう国や自治体が他の分野で使っている財源を福祉に振り分けて、充実させるべきである」という回答の割合が最も高くなっています。

全国的に福祉サービスに係る費用が増大している中で、市民一人ひとりが安心して豊かな生活を送るためにも、限られた財源を最大限に有効活用した、きめ細かなサービス提供体制の整備が課題となっています。

これと同時に、相談窓口の充実や、受け手にとってわかりやすい福祉サービス情報の周知にも努めることで、市民が福祉サービスを利用しやすい環境づくりを進めていくことも併せて重要と考えられます。



「基本目標3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり」にて対応

第3章 基本理念と各種施策の展開

第1節 計画の基本理念

君津市総合計画において、本市は、「人が集い 活力あふれる 健康都市 きみつ ～夢と誇りの持てるまち～」を将来都市像として定め、「人」、「活力」、「健康」という3つの視点を将来都市像のキーワードとして、一人ひとりの市民が自らのまちに対して「夢」と「誇り」を持つことができることを目標としています。

本計画では、第一次計画及び第二次計画に引き続き、身近な地域や市全体の中で顔が見える関係をつくり、子どもから高齢者まで全ての人々が、支え合い・助け合えるまちづくりを進めていくことを目指していきます。

そして、人と人とのつながりを基本とし、地域の連帯感を高め、いつまでも安心していきいきと暮らせるまちを目指していくことから、引き続き、「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」を基本理念として掲げていきます。

基本理念

**いつまでも住み続けたい
支え合いのまち きみつ**

第2節 基本目標

本計画では、基本理念の実現と地域福祉におけるさまざまな課題の解決を目指して、第一次計画及び第二次計画に引き続き、次の3つを基本目標として掲げます。

基本目標1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり

地域福祉の推進のためには、公的な福祉サービス以外に、高齢者や障害のある人、子育て中の方等を地域で支える、互助の部分強化していく必要があります。

そのためにも、制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる地域の連携体制の整備や、地域福祉の担い手を育成支援することなどを通じ、支え合い・助け合いの体制づくりを推進していきます。

基本目標2 安心して暮らせるための環境づくり

誰もが住みやすく、社会参加をしやすい環境づくりを進めることは、地域福祉の基盤となる部分です。

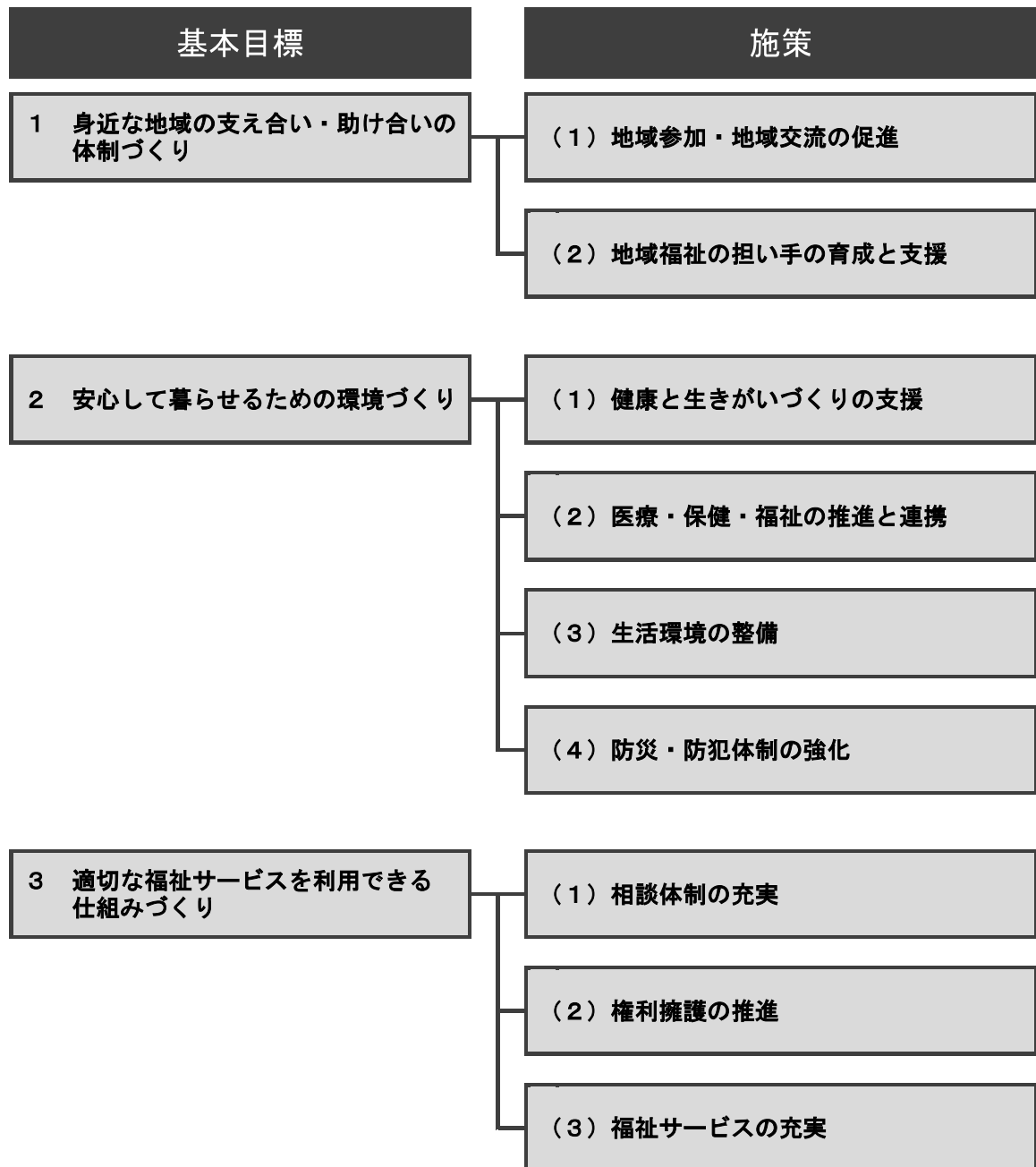
そこで、生きがいを持って健康に生活できるように、医療・保健・福祉分野の連携の強化や地域包括ケアシステムの深化・推進、地域のバリアフリー化等の生活環境の整備を図るとともに、防災・防犯体制を強化し、安心して暮らすことができる環境づくりを推進していきます。

基本目標3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

地域における福祉サービスの適切な利用の推進と、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達は、地域福祉の重要な柱となっています。

そこで、市民一人ひとりが安心して豊かな生活を送ることができるように、相談体制の更なる充実を図りながら、権利擁護の推進をし、誰もが必要なときに必要な福祉サービスを利用できる仕組みづくりに取り組んでいきます。

第3節 施策体系



第4節 目標実現に向けた施策の展開

1 身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり

(1) 地域参加・地域交流の促進

高齢化や人口減少が進行し、世帯構成や生活様式などが変化する中で、日常的な近所づきあいが失われてきており、住民同士のつながりの希薄化や地域における孤立等が社会問題となっています。

そのため、地域活動における住民参加や交流の促進を図り、身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくりを進めていくことが求められています。

本市では、各種イベントや地域福祉に関する情報の積極的な発信に取り組むことで、住民一人ひとりの福祉意識の醸成を図ります。また、高齢者が生涯を通じて活躍できる社会づくりを進めることで、住民の地域への参加や交流の促進を図ります。

【事業の展開】

①広報活動・啓発の推進	
住民同士が協力して、お互いに助け合い、支え合える福祉のまちづくりを目指すためにも住民の福祉意識の向上を図ることが必要です。そこで、市のホームページ、SNS※、広報紙及び自治会への文書配布等を通じて積極的な情報発信を展開し、住民同士の連帯感を高める各種イベント等、地域福祉に関する広報活動を推進します。さらに、情報の受け手を意識した記事内容などの充実を図り、効果的な情報発信に努めます。	
地域福祉活動の周知を図り、参加を促進していくことは、地域コミュニティの活性化へとつながります。	
主な取組や事業	担当課
● 積極的な情報発信・広聴機能の充実	政策推進課
● 自治会回覧文書の配布	市民生活課

②コミュニティ活動の推進	
地域福祉を支えている自治会の活動への支援や拠点整備への補助を行い、地域コミュニティの活性化に努めることで、住民同士が互いに支え合う福祉のまちづくりを推進します。また、転入者や自治会未加入世帯を対象に自治会加入の促進に努めます。	
公民館では、子どもから大人まで幅広い年代層に対応する事業や、子育て・家庭教育支援に資する学級講座、時事や地域の課題に沿った事業など、多様な主催事業を実施していきます。また、文化祭をはじめとする各種イベントで、人々の交流を深める事業を展開していきます。	
主な取組や事業	担当課
● 地域コミュニティづくり推進支援事業	厚生課
● 自治会加入の促進	市民生活課
● コミュニティ活動への支援	市民生活課
● 公民館活動の充実	生涯学習文化課

③シニアクラブの支援	
地域の高齢者が健康で生きがいを持って生活できるように、シニアクラブが行う社会奉仕活動等の事業に対して、運営費を補助するなど継続的な支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 市シニアクラブ助成事業	高齢者支援課

④世代間交流の支援	
夏季期間中のラジオ体操の開催や総合型地域スポーツクラブ※の支援、学校・幼稚園・保育園における行事への地域の高齢者の招待、地区敬老会への子どもの参加や、妊産婦や赤ちゃんとのふれあいなど、子どもから高齢者まで誰もが相互に交流できる機会を充実させます。	
主な取組や事業	担当課
● ラジオ体操の推進	体育振興課
● 総合型地域スポーツクラブの支援	体育振興課

【住民一人ひとりや地域にできること】

- | |
|--|
| ◇さまざまなツールを活用して情報を収集しよう
◇自治会活動に参加してみよう
◇地域のイベントに参加してみよう |
|--|

(2) 地域福祉の担い手の育成と支援

少子高齢化、核家族化や個人の価値観の多様化により、家庭や地域で相互に支え合う機能は低下してきており、地域住民の抱える生活課題や福祉ニーズも多様化・複雑化しています。こうした中で支援を必要とする人が増加する一方、地域で活動する担い手や福祉人材が全国的に不足しています。

このような状況に適切に対応していくためにも、公的サービスの充実・提供だけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いにより地域福祉を推進していくことがこれまで以上に重要となっています。

本市では、地域福祉の担い手の確保・育成に向けて、各種支援制度の周知により市民の積極的なボランティア参加を促進するほか、知識と経験が豊富な高齢者が生きがいを持って地域社会で活躍するための体制整備に努めます。また、きめ細かな地域福祉活動の担い手である君津市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、君津市赤十字奉仕団*などへの支援機能を充実するほか、各種ボランティアの育成、福祉に関する専門的な人材の確保を推進します。

【事業の展開】

① 地域福祉の担い手の支援	
君津市社会福祉協議会等が行うボランティア活動の振興など、市民の互助力を強化する取組を支援します。また、きめ細かな地域福祉活動を推進する民生委員・児童委員の活動に対する支援も強化し、多様な主体によって地域福祉の推進を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 君津市社会福祉協議会の機能充実に向けての支援	厚生課
● 地区社会福祉協議会活動の振興に向けての支援	厚生課

② ボランティアの育成と人材確保	
ボランティア活動へ市民の積極的な参加を促すなど、ボランティア連絡協議会や君津市社会福祉協議会等と協働でボランティア活動を支援するとともに、利用者の利便性の向上と市民活動の支援機能の充実を目指します。	
地域に眠る人材確保のために、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘などを行う生活支援コーディネーター*を地域に配置することで、地域コミュニティのネットワーク化を目指します。	
また、ボランティアの受け入れ体制の整備や公民館活動などとの連携により、ボランティアに関する基本的な事項を学べる講座等の開催や研修、地域活動組織の育成を支援し、新たなボランティアの発掘、育成に努めます。	
地域住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、障害のある人の日常生活を支援するガイドヘルプや点訳、音声録音、手話等のボランティア、健康増進活動における地域指導員、傾聴ボランティア、子育て等の悩みを抱えている方の話に耳を傾け不安を取り除く子育てサポーターといった専門ボランティアの育成を促進し、福祉マンパワー（人材）の確保に努めます。	
主な取組や事業	担当課
● 地域コミュニティづくり推進支援事業（再掲）	厚生課
● 生活支援コーディネーターの配置	高齢者支援課

③福祉に関する教育の推進	
将来の地域福祉の担い手である子どもたちの思いやりの心を育てるために、道徳・人権教育の充実を図ります。そのため、各学校における道徳授業の地域や保護者への公開を推進し、また授業の改善に向けた職員研修等を実施します。	
主な取組や事業	担当課
● 道徳・人権教育の推進	学校教育課

【住民一人ひとりや地域にできること】

- | |
|--------------------------------------|
| ◇ボランティアに参加してみよう
◇地域でボランティア団体を育てよう |
|--------------------------------------|

2 安心して暮らせるための環境づくり

(1) 健康と生きがいのづくりの支援

国は、国民の「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」の実現に向け、2012年度（平成24年度）に「健康日本21（第二次）」を策定し、①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（非感染性疾患（NCD）の予防）、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の5つを基本的な方向性として、健康増進の総合的な推進を図っています。

充実した豊かな人生を送るために、市民一人ひとりが自らの健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体でその活動を支援していくことが求められています。

本市では、「第2次健康きみつ21」に基づき、ライフステージ*に応じた健康づくりを推進するとともに、子どもたちの体力向上や高齢者の生きがいのづくりに努めるなど、心身共に健やかに暮らせるための生活を支援していきます。また、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる市民を育むことを目的とした食育事業を実施します。さらに、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を図ることで、総合的な自殺対策も推進します。

【事業の展開】

①体力向上及び健康支援	
<p>「第2次健康きみつ21」に基づいて、生活習慣病予防を重点に、市民一人ひとりの状態に応じた健康づくりの支援に努めます。</p> <p>妊婦・乳幼児健康診査、生活習慣病予防健診、各種がん検診、特定健康診査等、ライフステージに応じた検診や健康相談を実施し、全ての市民の健康づくりを支援していきます。また、子どもたちの体力向上を図るため、小学校期の「育てる体育」、中学校期の「鍛える体育」を柱として、9年間を見通した取組を進めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
<ul style="list-style-type: none"> ● 第2次健康きみつ21の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種がん検診 ・健康診査事業 ・健康教育・健康相談事業 	健康づくり課
● 子育て世代包括支援センター運営事業	健康づくり課
● 母子手帳アプリの導入	健康づくり課
● 特定健康診査等事業	健康づくり課 国民健康保険課
● 体力向上プロジェクトの実施	体育振興課
②食育の推進	
<p>健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食指導、生活習慣病予防に関する保健指導を行います。</p> <p>また、食べ物の生産現場の見学体験を通じて、「食」への理解を深めることで、学校・家庭・地域と連携した食育の推進に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 食生活改善推進事業（食育の推進）	健康づくり課 子育て支援課 学校給食共同調理場 農政課

③スポーツ・レクリエーション活動の振興	
<p>ライフステージに応じて誰もが、いつでも、どこでも、スポーツにかかわり、親しむことができる環境を整えます。</p> <p>また、スポーツ広場や市民体育館、運動公園などを活用し、障害者スポーツの支援、啓発を行うことで、年齢や障害の有無などにかかわらず、生涯を通じた、スポーツ・レクリエーション活動の振興に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● スポーツ・レクリエーション活動の充実	高齢者支援課・障害福祉課
● スポーツ大会の開催	体育振興課

④生きがいづくりの推進	
<p>生きがいづくりの支援として、公民館活動による学習機会の拡充など生涯学習を推進していきます。</p> <p>また、シニアクラブなどの地域活動の支援や、シルバー人材センター※の活用による就労機会の充実に努めるなど、生きがいづくりの推進に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 市シルバー人材センター補助金	高齢者支援課
● 市シニアクラブ助成事業（再掲）	高齢者支援課
● 公民館活動の充実（再掲）	生涯学習文化課

⑤こころの健康	
<p>自殺の多くは、健康、家庭、経済及び生活に関する問題など、さまざまな問題が絡んでいることから、保健・医療・福祉・介護・教育等と連携を図りながら、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を目指します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 自殺対策の推進	健康づくり課

【住民一人ひとりや地域にできること】

<p>◇健康づくりに取り組もう</p> <p>◇定期的に検診や健康診査を受けよう</p> <p>◇公民館活動に参加してみよう</p>
--

(2) 医療・保健・福祉の推進と連携

少子・高齢化が進む中、共働き世帯の増加や世帯構成人員数の減少、ライフスタイルの変化を受けて、医療・保健・福祉に対する市民のニーズは多様化・複雑化しています。特に近年、高齢者の自立を支える地域包括ケアシステムの深化・推進、生活習慣病対策や在宅療養環境の整備、障害者の自立支援や就労支援など、行政の提供する保健福祉サービスと地域の医療機関・福祉事業者等との連携及び広域の高度専門機関との連携による切れ目のない医療・保健・福祉の連携による支援が課題となっています。

こうした市民のニーズに適切に対応するためにも、地域における医療・保健・福祉の連携を強化し、質の高い総合的なサービスの提供体制を整備する必要があります。

本市では、医療・保健・福祉の連携による在宅ケアや療育、介護予防事業といったサービスの提供体制の整備をより一層推進するほか、医師会や近隣市との連携強化によって、救急医療体制の充実に努めます。

【事業の展開】

①療育体制の充実	
<p>早期に障害や発達の遅れ等を発見し、適切な療育を受けることが、その後の障害の症状に影響を及ぼすことから、福祉だけでなく、保健・医療とも連携を図り、発見から相談、治療、訓練、指導等の一貫した支援体制の充実に取り組みます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 障害者相談支援事業	障害福祉課
● 障害児相談支援給付事業	障害福祉課
● 幼児ことばの相談事業	障害福祉課

②救急医療体制の充実	
<p>休日及び夜間の救急医療体制の強化を図るため、医師会や近隣市と連携をして救急医療機関の確保に努めます。</p> <p>また、救命講習を定期・不定期を含め、数多く実施し、応急手当の知識と技術の普及に取り組みます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 救急医療体制の充実	健康づくり課
● 救命講習	消防署

③在宅ケアの推進	
<p>医療機関、介護事業者、保健師など関係者間の連携を強化し、在宅ケアの充実に図ります。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域密着型サービス事業所の整備	高齢者支援課
● 障害福祉サービス費支給事業	障害福祉課

④サービス事業者との連携体制の構築	
<p>地域包括支援センター※を中心として、要介護高齢者等の包括的かつ継続的なケアの体制の構築を目指し、地域の医療機関、介護支援専門員等、関係機関の連携を推進します。</p> <p>また、障害者団体や医療機関、市内のサービス事業所等で構成する地域自立支援協議会の機能を充実させるなど、円滑なサービス事業活動が展開できるよう事業者間の連携体制を強化します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域包括支援センター運営事業	高齢者支援課
● 障害者相談支援事業（再掲）	障害福祉課

⑤介護予防事業の推進	
<p>高齢者が要介護状態になることを未然に防ぐため、高齢者を対象とした、通所型・訪問型の介護予防事業を推進します。また、屋外運動習慣化事業や健康増進モデル事業※への参加促進など、介護予防事業の充実を図ります。さらに、支援の必要な高齢者については、地域支援事業による介護予防サービスを提供します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 地域リハビリテーション活動支援事業	高齢者支援課
● 介護予防・地域支え合い事業	健康づくり課

⑥介護・医療の連携	
<p>介護と医療のニーズを併せ持つ要介護者や認知症高齢者などに対応するため、介護と医療の連携をより一層推進し、住み慣れた地域や家庭でいつまでも自分らしい暮らしを続けることができるような体制づくりを進めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 在宅医療・介護連携推進事業	高齢者支援課

(3) 生活環境の整備

全国的に高齢者や障害者が増加している中で、誰もが安心・安全で快適に暮らすことができる、住みやすいまちづくりを推進する必要があります。

高齢者の移動手段については、高齢運転者による交通死亡事故の相次ぐ発生や改正道路交通法の施行等を背景とした運転免許の自主返納が促進されている中で、さまざまな対策の検討が進められています。また、障害者が安心して日常生活を送るため、生活環境に存在するバリアによって社会参加を妨げられることのないユニバーサルな社会が求められており、「誰もが利用しやすい環境」という視点に立ったまちづくりを推進していく必要があります。

本市では、誰もが安心して生活できるよう、住宅のバリアフリー化や公共施設のユニバーサルデザイン※化など、ハード面の整備を推進します。さらに、住宅セーフティネット※の構築を目指し、住宅確保要配慮者への対応を進めます。また、公共交通の維持に努めるほか、移動支援サービスの拡充を図り、交通弱者対策も推進します。

【事業の展開】

①公共交通機関の整備	
地域の足として多くの方が利用するコミュニティバス及びデマンドタクシーについて、安定した収入の確保により持続可能な交通環境を構築するため、地域・事業者と協力しながら事業内容の改善を図ります。さらに、既存路線の競合に配慮したコミュニティバスを運行するとともに、路線バスの再編や学校再編に伴って運行されるスクールバスの利活用を検討するなど、地域の実情に応じた運行の見直しを行います。	
主な取組や事業	担当課
● デマンドタクシーの利用促進	企画課
● コミュニティバスの利用促進	企画課

②移動に関する支援の充実	
誰もが気軽に外出できるよう、移動に支援を必要とする障害者及び障害児に対して、福祉移送の充実や運転ボランティア・ガイドヘルパー等の育成・支援を行います。また、障害のある人などに対する福祉タクシー券の交付や移動支援事業を継続して実施します。	
主な取組や事業	担当課
● 移動支援事業	障害福祉課

③バリアフリー化の推進	
<p>高齢者が安心・安全に自宅で生活ができるよう、介護保険事業による住宅改修費の支給により住宅のバリアフリー化を推進します。障害のある人に対しても、住宅改善費の助成や給付により、バリアフリー化を促進します。</p> <p>また、情報バリアフリー化の促進として、障害の有無や使用する言語にかかわらず、誰もが理解しやすい情報の発信に努めます。</p> <p>公共施設についても、まちづくりにユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、利用者の視点に立って、誰もが安全で快適に利用できるよう道路の段差の解消や、障害のある人や妊産婦など誰もが利用できる多機能トイレの整備などを進めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● バリアフリー化の促進	高齢者支援課・障害福祉課

④ 住宅確保要配慮者の支援	
<p>高齢者、子育て世帯、低所得者、障害者、被災者等住宅の確保に特に配慮を要する、住宅確保要配慮者は増加傾向にあり、家賃滞納や孤独死、子どもの事故や騒音等への不安から入居拒否されるといった問題が出てきています。そうした中で、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、安心して暮らせる環境を目指します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進	住宅営繕課 厚生課 子育て支援課 高齢者支援課 障害福祉課

【住民一人ひとりや地域にできること】

◇それぞれの立場でまちづくりを考えてみよう

(4) 防災・防犯体制の強化

近年、地震や大雨等の大規模災害が全国各地で発生する中で、地域住民同士のつながりによる地域防災力の向上が全国的な課題となっています。また、高齢者を対象とした電話d e 詐欺*をはじめとする特殊詐欺の増加や、犯罪には至っていないものの、子どもや女性に対する不審者情報も多く見られています。

本市では、防災体制の整備として、施設の耐震化や自主防災組織の活動促進、消防団の活性化、災害時要援護者の把握による避難支援を円滑に進める体制づくりを進めます。また、防犯体制の整備として、情報発信や防犯パトロールを行うとともに、地域による防犯活動を支援し、安全・安心なまちづくりを推進します。

【事業の展開】

①防災体制の整備	
防災行政無線については、2020年度末の完了を目指しデジタル化を推進します。また、聞こえにくい地域の解消も併せて行います。	
さらに、地域防災力の向上を目指し、自主防災組織の設立促進及び支援に努めるほか、消防団、学校等と連携した防災・避難訓練を積極的に実施し、地域における自助意識の醸成を図ります。	
主な取組や事業	担当課
● 防災意識の啓発	危機管理課
● 自主防災組織の設立促進及び支援	危機管理課
● 消防団の活動促進	消防総務課

②災害時要援護者の支援体制の整備	
民生委員・児童委員と連携のもと、災害時に支援を要する人々（ひとり暮らし高齢者、障害者、介護保険の要介護者等）を災害時要援護者として登録し、災害時の支援を円滑に進める体制づくりを推進します。	
また、個別計画の策定を進めるとともに、関係機関との連携を図ります。	
主な取組や事業	担当課
災害時要援護者支援計画推進事業	厚生課 高齢者支援課 障害福祉課

③防犯対策の推進	
<p>安心・安全メールを活用し、警察からの電話d e詐欺に対する情報や不審者情報などを速やかに発信することで、犯罪被害の防止に努めます。</p> <p>また、市の防犯巡視員による巡回パトロールを実施するとともに、防犯ボックス[※]と地域の防犯団体との連携の強化や、防犯支援用品の支給などにより地域の自主防犯力の更なる向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。</p> <p>さらに、夜間における犯罪の防止及び歩行者等の安全性を確保するため、防犯灯を整備するとともに、犯罪を未然に防ぐため、警察と協議の上、防犯カメラの設置を推進します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 安心・安全メールの登録推進	市民生活課
● 自主防犯パトロール隊及び防犯関係団体への支援	市民生活課
● 防犯環境の整備	市民生活課

【住民一人ひとりや地域にできること】

<p>◇防災訓練に参加しよう</p> <p>◇災害に備えて日頃から準備しよう</p> <p>◇防犯パトロールに参加してみよう</p>
--

3 適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり

(1) 相談体制の充実

世帯構造やライフスタイルの変化を受け、住民のニーズが多様化・複雑化しており、高齢の親が障害のある子どもを介護する「老障介護」、育児と介護を同時に担う「ダブルケア」、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」など、世帯全体で複合的な問題が生じています。こうした中で、制度の縦割りを超えてニーズを包括的に受け止め、支援するための地域の体制づくりが求められています。

本市では、関係機関との連携を強化するとともに、分野横断的な問題を抱える住民のニーズに対応できるよう、身近な相談体制の整備と充実に努めます。

【事業の展開】

①相談体制の充実	
子育て世帯や高齢者、障害のある人など、分野横断的な問題や困りごとを抱えている方に対する相談支援の充実を図るために、育児に関する専門の相談員や地域包括支援センター、千葉県障害者相談センターなど、関係機関との連携の強化を図り、分野横断的な問題に対しても適切に対応できる体制づくりを進めます。	
主な取組や事業	担当課
● 地域子育て支援センター事業	子育て支援課
● 地域包括支援センター運営事業（再掲）	高齢者支援課
● 障害のある人への相談支援	障害福祉課
● 健康相談	健康づくり課

【住民一人ひとりや地域にできること】

◇気軽に相談してみよう

(2) 権利擁護の推進

判断能力等が十分でないことを理由に、認知症高齢者に対する虐待や詐欺商法、障害者に対する虐待や嫌がらせ等が発生しており、こうした方々は生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすくなっています。さらに、近年では児童虐待やDV^{*}被害も増加しているため、虐待や権利侵害の防止に向けたさまざまな取組を進め、社会的弱者の権利を守り、誰もが安心して日常生活を送れるような社会づくりを推進していくことが必要です。

本市では、人権侵害のない地域づくりに向けて人権教育等を推進するとともに、日常生活自立支援事業^{*}や成年後見制度^{*}を通じて、高齢者や障害者の権利擁護を図ります。また、関係機関と連携し、DVや児童虐待の防止、認知症高齢者への支援体制を整備します。

【事業の展開】

①人権意識の啓発	
<p>人権意識の啓発のために、小中学校における道徳の授業や人権教育を充実するほか、市民・企業等を対象とした人権についての講演会や研修会を実施します。</p> <p>また、性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女が相互に人権を尊重し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の推進のため、広報・啓発活動を行っていくほか、男女共同参画推進員の活動を活発化させていきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 人権に関する講演会・研修会等の開催	市民生活課
● 男女共同参画社会の実現に向けた啓発	市民生活課
● 道徳・人権教育の推進（再掲）	学校教育課

②権利擁護のための制度	
<p>福祉サービスの利用や金銭管理等に支援が必要な高齢者や知的障害及び精神障害のある人に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度等について積極的な周知や導入を図ります。</p> <p>また、権利擁護の事業を充実させるほか、中核地域生活支援センター君津ふくしネット等の関係機関や支援者と連携し、権利侵害の予防や解決に努めます。</p> <p>さらに、差別に関するさまざまな問題について、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づく地域相談員が相談に応じ、広域専門指導員が解決に向けて調整を行うなど、相談支援体制を充実していきます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 人権擁護委員による市民相談	市民生活課
● 利用支援事業	高齢者支援課・障害福祉課

③DV・虐待防止の推進	
<p>総合相談支援事業や、認知症高齢者見守り事業、児童虐待防止対策事業、障害者虐待防止支援事業等を中心として、DVや虐待の防止、また関係機関との連携を含めた体制づくりに努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 児童虐待防止対策事業	子育て支援課
● 地域包括支援センター運営事業（再掲）	高齢者支援課
● 障害者虐待防止支援事業	障害福祉課
● DV防止に向けた啓発や相談窓口の周知	市民生活課

④認知症高齢者等への支援

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で安心して暮らし続けるために、「認知症初期集中支援チーム※」、「認知症地域支援推進員※」を設置し、認知症の早期診断、早期対応に向けて効果的に支援をする体制を構築します。

また、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識と理解を深め、認知症の方やその家族を地域全体で温かく見守り、支える役割を担う「認知症サポーター」を養成します。

主な取組や事業	担当課
● 認知症初期集中支援チームの運営	高齢者支援課
● 認知症サポーターの育成	高齢者支援課

【住民一人ひとりや地域にできること】

- ◇誰もが平等な地域社会を構築していこう
- ◇身近な地域に関心を持って、DVや児童、高齢者への虐待を防ごう
- ◇認知症に関する理解を深めよう

(3) 福祉サービスの充実

住み慣れた地域でいきいきとした生活を送るためにも、誰もがニーズに応じて適切にサービスを受けられるよう、サービス基盤の充実を図ることが重要です。さらに、市民が安心してサービスを利用するという視点から、サービスの質の向上を図ることも併せて重要となります。その一方で、国の社会保障費は今後も増加していくと見込まれており、所得に応じた利用者負担の見直しなども進められています。

本市では、子育て支援、高齢者福祉、介護保険、障害福祉などの各種福祉サービスの充実について、それぞれ個別の計画に沿って推進していくとともに、複合的な課題を抱える生活困窮者*に対する自立相談支援や、その世帯に属する子どもへの学習支援など、貧困の連鎖の解消に向けた支援も推進します。

【事業の展開】

①子育て支援サービスの充実	
<p>子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態や多様な保育ニーズを十分に踏まえ、子育てをしている人が安心して働くことができるよう、広く利用しやすいサービスの提供に努めていきます。</p> <p>柔軟かつ迅速性のある民間活力を導入した認可保育園の整備や保育士の配置等、受け入れ態勢の整備を進めて待機児童の解消を図ります。また、中学校3年生までの医療費の助成や第3子以上の出産に子だから祝金を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。</p>	
主な取組や事業	担当課
● 放課後児童健全育成事業	子育て支援課
● 保育園環境整備事業	子育て支援課
● 民間保育園運営費補助金	子育て支援課
● こども医療費助成事業	子育て支援課
● 子だから祝金給付事業	子育て支援課
● 障害児通所等支援給付事業	障害福祉課

②高齢者福祉サービスの充実	
<p>人生100年時代を見据え、高齢者が健康で自分らしい暮らしを安心して続けることができるよう、高齢者支援計画を策定します。</p> <p>要介護（要支援）状態にならないよう、高齢者の健康づくりや交流機会の拡大を図るとともに、自主的に活動しているシニアクラブの活動を支援するなど高齢者の生きがいづくりに努めます。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者が急病等の緊急時に、迅速かつ適切な対応が図られるように、自宅に緊急通報装置を設置することで、見守り機能を強化します。</p>	
主な取組や事業	担当課
● ひとり暮らし老人緊急通報システム設置事業	高齢者支援課
● 市シニアクラブ助成事業（再掲）	高齢者支援課
● 高齢者支援計画の策定	高齢者支援課

② 介護保険サービスの充実	
要介護（要支援）認定者等の多様なニーズに応じ、定期巡回・随時対応型訪問看護介護・小規模多機能型居宅介護などの介護サービス事業所の整備、地域包括支援センターの充実等により、介護が必要な方や、その家族を支援します。	
主な取組や事業	担当課
● 地域密着型サービス事業所の整備	高齢者支援課
● 地域包括支援センター運営事業（再掲）	高齢者支援課
● 介護サービスの充実	高齢者支援課

④ 障害福祉サービスの充実	
障害の特性やニーズに応じて、日常生活又は社会生活を営むために必要な福祉サービスが、身近な地域で受けられるようサービスの充実を図ります。	
また、一般企業での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練や支援を行います。	
主な取組や事業	担当課
● 障害福祉サービス費支給事業	障害福祉課
● 地域生活支援事業	障害福祉課
● 福祉作業所管理運営事業	障害福祉課
● 障害児通所等支援給付事業（再掲）	障害福祉課

⑤ 生活困窮者等への支援の充実	
就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族の問題など複合的な課題を抱える生活困窮者等に対して、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業や就労支援事業、住居確保給付金、学習支援事業※の実施など、経済的自立や貧困の連鎖の解消のための支援をします。	
主な取組や事業	担当課
● 生活困窮者自立相談支援事業	厚生課
● 生活困窮世帯等学習支援事業	厚生課・子育て支援課

【住民一人ひとりや地域にできること】

◇各種相談窓口を活用し、適切にサービスを利用しよう

第4章 計画の推進に向けて

第1節 本計画の理念、取組の普及・啓発

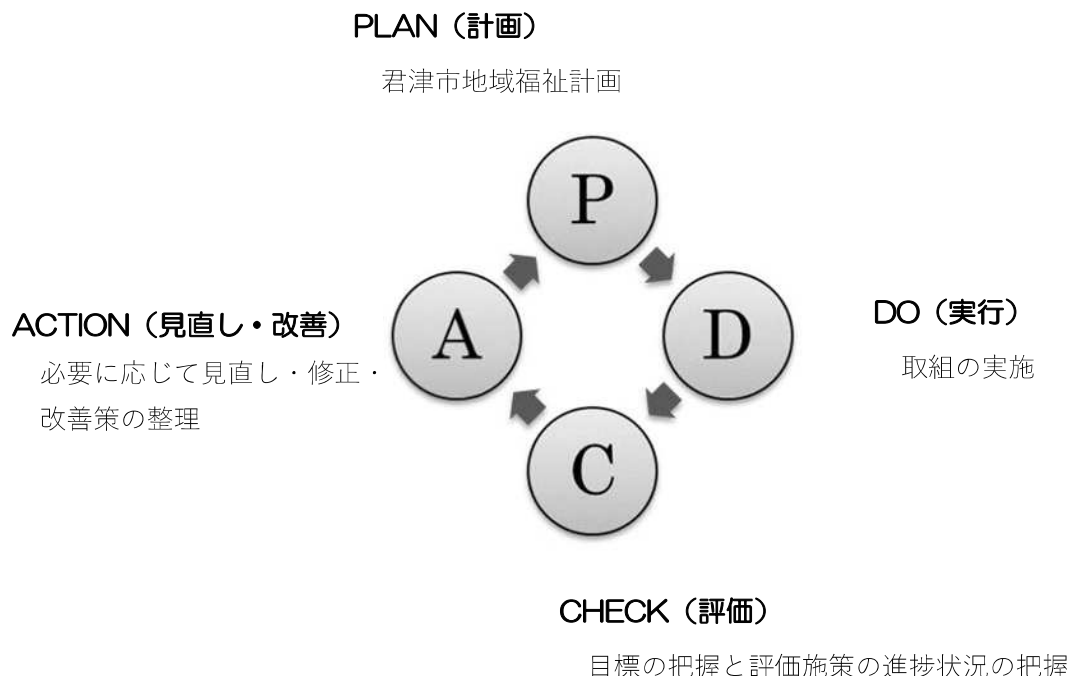
本計画は、行政のみが主体となり推進していく計画ではありません。基本理念である「いつまでも住み続けたい 支え合いのまち きみつ」の実現のためには、本計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、地域住民や地域団体、君津市社会福祉協議会、社会福祉法人、サービス事業者、ボランティア団体やNPO法人、企業や商店等の全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのためにも、広報紙や市のホームページ等を活用し、本計画の内容の周知と、市民への普及活動の推進に努めてまいります。

第2節 計画の点検・評価

本計画を効率的かつ効果的に推進するため、また、計画期間中の社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応していくため、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し・改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）により取組を進めることで、計画の着実な推進を図ります。なお、評価結果については、次期計画の基礎資料として活用していきます。

PDCAサイクルのイメージ図



第3節 成果指標の設定

本計画では、施策ごとに以下のような成果指標を設定し、進捗状況について定期的に評価を行いながら各種施策を推進していきます。

基本目標	施策	成果指標	現状値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2023年度	
1	身近な地域の支え合い・助け合いの体制づくり				
	(1) 地域参加・地域交流の促進	コミュニティセンターの利用者数	60,711人/年	62,000人/年	
		公民館の利用者数	378,518人/年	430,000人/年	
		自治会加入率	65.6%	維持	
	(2) 地域福祉の担い手の育成と支援	福祉分野におけるボランティア活動参加者数	20,922人/年	22,000人/年	
		生活支援コーディネーター（第2層）の配置数	—	8地区各1名	
	2	安心して暮らせるための環境づくり			
		(1) 健康と生きがいづくりの支援	40～74歳の特定健診受診者中 メタボリックシンドローム該当者割合	20.6%	16.5%
			40～64歳の特定健診受診者中 LDLコレステロール※160mg/dl以上の者の割合	11.4%	11.0%
HbA1c※がJDS値6.1%(NGSP値6.5%)以上の者の割合			7.2%	6.1%	
がん検診の受診率					
肺がん			8.4%	9.0%	
胃がん			5.3%	6.0%	
大腸がん			7.2%	8.0%	
子宮頸がん			13.7%	14.0%	
乳がん			13.5%	14.0%	
1歳6か月児健診のアンケートにおいて、「この地域で、今後も子育てをしていきたい」と思う者の割合			61.4%	65.0%	
特定健康診査実施率			47.5%	60.0%	
朝食を食べる子どもの割合					
小学生	84.5%		93.0%		
中学生	80.3%	89.0%			
シルバー人材センター正会員数	482人	550人			
(2) 医療・保健・福祉の推進と連携	計画相談支援数	75人/月	122人/月		
	障害児相談支援数	24人/月	54人/月		
	健康増進モデル事業の教室数	105教室	115教室		

基本目標	施策	成果指標	現状値 2017年度 (平成29年度)	目標値 2023年度
2	安心して暮らせるための環境づくり			
	(3) 生活環境の整備	障害者(児)移動支援 延べ利用時間数	322 時間/月	361 時間/月
		(4) 防災・防犯体制の強化		
		災害時要援護者登録者数	1,621 人	1,800 人
		自主防災組織カバー率	68%	76%
		自主防犯パトロール隊の登録数	64 団体	70 団体
	3	適切な福祉サービスを利用できる仕組みづくり		
(1) 相談体制の充実		地域子育て支援センター利用者の満足度	—	80%以上
		(2) 権利擁護の推進		
		人権問題講演会等のセミナー参加者に対するアンケートにおいて、「人権問題への関心や理解が深まった」と回答した参加者の割合	88%	維持
		認知症サポーター総数	6,030 名	8,200 名
(3) 福祉サービスの充実		保育園年度当初待機児童数	45 人	0 人
		放課後児童クラブ年度当初待機児童数	0 人	0 人
		学習支援事業開催場所	1 か所	3 か所
		学習支援事業の参加者数	27 人	70 人
		生活困窮者自立相談支援事業によるプラン作成者のうち、自立に向けて改善が見られた者の割合	88%	90%
		高齢者支援計画の策定	アンケートの実施	2019年度 アンケートの 実施及び分析 2020年度 策定完了 2021～2023年度 推進
		「君津市高齢者見守りネットワーク事業」覚書締結社数	7 社	18 社
		ひとり暮らし老人緊急通報システム 年度末利用者数	231 人	280 人
		就労継続支援B型利用者数	157 人	259 人
		生活介護利用者数	211 人/月	303 人/月

資料編

1 君津市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定により策定した君津市地域福祉計画を推進するため、君津市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 君津市地域福祉計画の推進に係る協議に関すること。
- (2) 君津市地域福祉計画の進捗状況の把握及び検討に関すること。
- (3) 君津市地域福祉計画の見直しに係る協議に関すること。
- (4) 前項に掲げるもののほか委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、12人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民の代表者
- (2) 福祉団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 社会福祉事業関係者
- (5) 関係行政機関の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部厚生課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定

める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 君津市地域福祉計画推進委員会委員名簿

任期 平成 29 年 7 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日

◎委員長 ○副委員長

番号	区分	氏名	所属団体・役職名	備考
1	公募による 市民の代表者	高野 耀		
2	公募による 市民の代表者	神子 純一		
3	福祉団体関係者	山中 家道	君津市社会福祉協議会 会長	
4	福祉団体関係者	福島 義人	君津南地区社会福祉協議会 会長	
5	福祉団体関係者	長谷川 勝之	小櫃地区社会福祉協議会 会長	
6	福祉団体関係者	神谷 守	君津市障がい者団体連合会 会長	
7	地域団体関係者	須藤 博雄	君津市自治会連絡協議会 会計	任期：平成 30 年 4 月 1 日～
8	地域団体関係者	◎矢内 憲一	君津市民生委員児童委員 協議会 会長	
9	地域団体関係者	江尻 節子	君津市赤十字奉仕団 副委員長	
10	社会福祉事業 関係者	○水野谷 繁	社会福祉法人芙蓉会 施設長	
11	関係行政機関 の職員	岸 行洋	保健福祉部 部長	

■退任者

番号	区分	氏名	所属団体・役職名	備考
1	地域団体関係者	佐藤 利則	君津市自治会連絡協議会 会計	任期：～平成 30 年 3 月 31 日
2	地域団体関係者	関口 牧江	君津市連合婦人会 会長	任期：～平成 30 年 3 月 31 日

3 君津市地域福祉計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画の推進・評価に関し、必要な調査及び研究を行うとともに、計画の見直しについて検討するため、君津市地域福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 君津市地域福祉計画を推進・評価するために必要な調査及び研究に関すること。
- (2) 君津市地域福祉計画の見直し案の策定に関すること。
- (3) 第1号の調査及び研究の結果並びに前号の見直し案を君津市地域福祉計画推進委員会に報告すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、14人の委員をもって組織し、別表に掲げる委員をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、保健福祉部厚生課長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部厚生課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月15日から施行する。

■別表

番号	部名等	所属課名	委員	備考
1	総務部	総務課	副課長	
2	企画政策部	企画課	副課長	
3	市民環境部	市民生活課	副課長	
4	経済部	経済振興課	副課長	
5	建設部	建設計画課	副課長	
6	教育部	教育総務課	副課長	
7	消防本部	消防総務課	副課長	
8	保健福祉部	厚生課	課長	委員長
9	保健福祉部	子育て支援課	課長の推薦する者	
10	保健福祉部	高齢者支援課	課長の推薦する者	
11	保健福祉部	障害福祉課	課長の推薦する者	
12	保健福祉部	国民健康保険課	課長の推薦する者	
13	保健福祉部	健康づくり課	課長の推薦する者	
14	社会福祉協議会		会長の推薦する者	

4 第三次君津市地域福祉計画策定経過

年	月日	区分	内容
平成30年	1月17日	委員会	推進委員委嘱状交付式 君津市地域福祉計画推進委員会
	7月28日～ 8月17日	市民意識調査	(2,000名配布、838件回収、有効回収率41.9%)
	7月28日～ 8月17日	事業所調査	(40か所配布、16票回収、有効回収率40.0%)
	8月31日	地区懇談会 「地域福祉を推進してい く上での課題や意見」	君津南地区
	9月20日		小櫃地区
	9月22日		上総地区
			清和地区
	9月23日		君津東地区
	9月27日		君津西地区
	9月28日		小糸地区
	9月29日		君津中地区
	10月15日		委員会
	10月22日	委員会	君津市地域福祉計画推進委員会
	11月28日	委員会	君津市地域福祉計画検討委員会
	平成31年	3月11日	委員会
月 日		庁内	主管課長会議
月 日		庁内	庁議
月 日		議会	
月 日		委員会	君津市地域福祉計画推進委員会
月1日～ 月1日		まちづくり意見公募手続き コメント(意見提出者 名、 件)	
月 日		庁内	主管課長会議
月 日		庁内	庁議
月 日		議会	

5 用語説明

◆ DV

「Domestic Violence」を略したもの。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

◆ HbA1c

HbA1cは、赤血球に存在するヘモグロビン（Hb）に、ブドウ糖が結合したもののこと。HbA1cの生産量は血糖値に依存するため、血糖値が高いほどHbA1cがより多くつくられる。

◆ LDLコレステロール

LDL（低密度リポ蛋白）は肝臓から出てきたリポ蛋白が小さくなったものであり、この中に含まれるコレステロールのこと。LDLは血管壁に入り込み、動脈硬化の原因となる。

◆ NPO法人

Non-Profit Organizationの略。NPO法人の要件としては、民間で、公益に資するサービスを提供する、営利を目的としない、団体とされており、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて、法人格を取得した団体のこと。

◆ SNS

人と人との社会的なつながりを維持・促進するさまざまな機能を提供する、会員制のオンラインサービスのこと。

◆ 学習支援事業

生活困窮世帯等の子どもへの学習支援を通じて、子どもの高等学校への進学や卒業を促進し、社会的自立を促すことで貧困の連鎖を防ぐことを目的とした事業のこと。

◆ 健康増進モデル事業

高齢者の体力低下を防ぐことを目的とし、ストレッチ体操・有酸素運動・マット運動を地元集会施設等で実施する事業のこと。

◆ 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数のこと。

◆ コミュニティバス

路線バスやほかの交通手段でまかなうことができない地域の公共交通需要に応じて運行されるバスのこと。自治体が民間のバス会社に委託して、住宅街や通常の路線バスの経路からはずれた公共施設などを結んで運行される。

◆ サロン活動

地域の子どもから高齢者、障害者、子育て中の方などさまざまな人が集い、生きがい活動や交流活動に取り組むことのできる、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場のこと。

◆ シニアクラブ

老後の生活を健全で豊かなものとするため、おおむね 60 歳以上の方が集まり、ボランティアや健康増進に向けた取組など、生きがいを高めるための活動を行っている会員組織のこと。

◆ 住宅セーフティネット

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯など住宅確保要配慮者が、住宅を確保できるようにする社会的な仕組みのこと。

◆ シルバー人材センター

高齢者に対して、生きがいつくりや技能の活用等を目的に、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供するために設立された団体のこと。

◆ 生活困窮者

収入や資産が少なく、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者のこと。

◆ 赤十字奉仕団

献血推進活動、救急法講習会や健康生活支援講習会を開催するなど、赤十字思想や救急法等の技術の普及を目的に活動している団体のこと。君津市赤十字奉仕団は、市の防災訓練への参加や高齢者支援活動の一環として「里の家」を開所している。

◆ 生活支援コーディネーター

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担う職務のこと。

◆ 成年後見制度

自己決定能力が不十分な方の権利を擁護するため、財産管理や契約などの法律行為等に関する保護や支援を行う制度のこと。

◆ 総合型地域スポーツクラブ

人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで、さまざまなスポーツを愛好する人々が、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブのこと。

◆ ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと。

◆ 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のこと。

◆ 地域包括ケアシステム

介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の5つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。

◆ 地域包括支援センター

地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設のこと。

主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態等になるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が配置されている。

◆ デマンドタクシー

運行エリア内の指定された乗車場所から目的地まで、利用者の希望時間帯や乗降場所などの要望に応じて利用できる交通サービスのこと。

◆ 電話de詐欺

電話その他の通信手段を用いることにより、対面することなく、面識のない不特定の者をだまし、架空又は他人名義の口座に現金を振り込ませたり、現金を準備させて受け取りに来たりする手口の詐欺のこと。

◆ 日常生活自立支援事業

自らの意志を表示することが困難な方に代わって、援助者等が代理として福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス、重要書類の保管サービスなどを行う事業。

◆ 認知症初期集中支援チーム

認知症に関する医療や介護の専門職によるチームで、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を整え、認知症が疑われる家庭を訪問し、適切な医療や介護につなげる役割を持つ。

◆ 認知症地域支援推進員

地域における医療及び介護の連携強化並びに、認知症の人やその家族に対する支援体制の強化を図る役割を担う専門職員。厚生労働省が実施する「認知症地域支援推進員研修」を受講し、地域包括支援センター等に配置される。

◆ バリアフリー

高齢者・障害のある人等が社会生活をしていく上で、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等全ての障壁を除去する必要があるという考え方。

◆ 放課後児童クラブ

学童保育とも呼ばれる。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の子どもたちに対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業のこと。

◆ 防犯ボックス

地域防犯の核となるよう、店舗の駐車場や駅前ロータリー等に設置したもののこと。千葉県では、君津市を含め県内 10 か所に設置されている。

◆ メタボリックシンドローム

内臓脂肪が多くて糖尿病をはじめとする生活習慣病になりやすく、心臓病や脳などの血管の病気につながりやすい状態のこと。腹囲に加えて、血圧・空腹時血糖値・脂質が診断基準とされる。

◆ ユニバーサルデザイン

障害のあるなしにかかわらず、全ての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

◆ ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりのこと。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとして挙げられる。

◆ 老老介護

高齢者が高齢者を介護すること。

第三次君津市
地域福祉計画（素案）

令和元年 発行

発行・編集 君津市保健福祉部厚生課
〒299-1192
千葉県君津市久保2丁目13番1号
電話：0439-56-1183
市ホームページ：<https://www.city.kimitsu.lg.jp/>